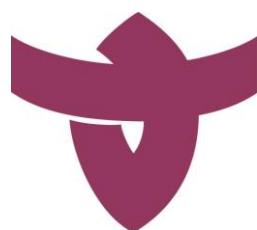


第4次南国市総合計画

第1部 序 論

第2部 基本構想

第3部 後期基本計画（素案）



令和3年4月

南 国 市

目次

第1部	序論	1
第1章	計画策定の趣旨と概要	2
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の役割と期間	3
第2部	基本構想	5
第1章	南国市の将来像	6
1	まちづくりの基本理念と南国市の将来像	6
2	まちづくりの基本目標	7
3	人口目標	8
第2章	土地利用の基本方針	9
第3章	施策の大綱	10
1	安全・安心のまち	10
2	健康・福祉のまち	10
3	産業・交流のまち	11
4	教育・文化のまち	11
5	協働・連帯のまち	12
第3部	後期基本計画	14
後期基本計画の策定にあたって		15
後期基本計画における重要な横断的視点		16
1	土地利用の基本方針の具体化	16
2	南国市国土強靱化地域計画との整合	19
3	施策展開への地方創生の視点	21
4	持続可能な開発目標（SDGs）実現に向けた取組の展開	24
5	新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた施策推進	25
基本目標1	安全・安心のまち	27
1	防災対策・防災体制の強化	27
2	消防・救急体制の充実	30
3	交通安全・防犯・消費者対策の推進	32

4	道路・公共交通網の整備	34
5	情報ネットワークの整備	36
6	市街地・住環境の整備	38
7	環境保全、景観形成と公園・緑地の整備	41
8	上下水道の整備	45
9	廃棄物処理とリサイクルの推進	45
10	計画的な土地利用	50

基本目標2 健康・福祉のまち 52

1	地域福祉の充実	52
2	子育て支援の充実	54
3	高齢者支援の充実	56
4	障害のある人への支援の充実	59
5	社会保障の充実	61
6	健康・保健活動の充実	63
7	地域医療体制の充実	66

基本目標3 産業・交流のまち 68

1	農林水産業の振興	68
2	企業立地及び経営の支援	71
3	商業の振興	74
4	観光の振興	76
5	雇用対策の推進	78

基本目標4 教育・文化のまち 80

1	学校教育の充実	80
2	地域教育の充実と青少年健全育成の推進	84
3	生涯学習の推進とスポーツ活動の充実	86
4	文化活動・文化財保護活動の充実	89
5	人権対策・男女共同参画の推進	91
6	友好都市との交流促進と多文化共生体制の充実	93

基本目標5 協働・連帯のまち 95

1	市民参画・協働の推進	95
2	地域コミュニティ活動の充実	97
3	定住・移住の促進	99
4	情報公開と広報広聴の充実	102
5	行政運営の充実	104
6	財政運営の充実	106

7 広域行政の推進 109

第1部 序論

第1章 計画策定の趣旨と概要

1 計画策定の趣旨

総合計画は、よりよいまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための市政の基本方針としての役割と性格を持つものであり、市の最上位計画と位置づけられます。

本市では、平成 27 年度を目標年次とする「第3次南国市総合計画」を平成 18 年度に策定し、計画に掲げた将来像「みんなで築く 健康で安心な いきいき文化交流・産業拠点のまち」の実現を目指して、これまで計画的にまちづくりを進めてきました。

この間、日本の総人口は減少に転じ、少子高齢化が進行するなか、ライフスタイルの変化や都市と地方の格差拡大、東日本大震災を教訓とした地震に対する安全・安心意識の高まり、環境・エネルギーなど環境保全意識の高まり、また、経済のグローバル化の進行等に対応する地域産業の新しい方向性の模索など、本市及び我が国を取り巻く情勢は大きく変化してきています。

平成 17 年国勢調査で念願の5万人を突破した本市の人口は、日本の総人口と同様に、平成 22 年国勢調査において減少に転じました。

これらの社会情勢に対して、国においては、行政サービスを地域の実情に応じたものにし、地方自治体に対して、自治体自らの判断と責任のもと、自主的かつ自律的な行財政運営が求められるようになりました。そして、国と地方公共団体が、国民とともに問題意識を共有しながら、危機感を持って人口減少克服と地方創生に取り組む地方創生事業を創設するなど、いま、全国の自治体に対して、人口減少対策に本格的に取り組むことが求められています。

このような状況を踏まえ、本市では「第3次総合計画」の計画期間満了に伴い、こうした内外の動向に的確に対応し、市民と行政が一体となってまちづくりに取り組み、今後大きく発展していく南国市を築いていくために、総合的かつ計画的なまちづくりを進めていくための今後 10 年間の指針となる「第4次南国市総合計画」を策定するものです。

2 計画の役割と期間

(1) 計画の役割

「第4次南国市総合計画」は、今後の南国市のまちづくりの基本方向を示すもので、次のような性格と役割を持っています。

◎役割1 市民協働のまちづくりを進めるための共通目標

今後のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示すとともに、南国市の特性を生かし、市民一人ひとりが主体的に参画し、市全体で連携・協働してまちづくりを進めるための共通目標となるものです。

◎役割2 地域経営を進めるための行財政運営の指針

地方分権時代にふさわしい地域経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための、行財政運営の総合指針となるものです。

◎役割3 広域行政に対する連携の基礎

国や高知県、れんけいこうち広域都市圏・物部川流域ブロック等の広域的な行政に対して、本計画実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基礎となるものです。

本計画は、21世紀の激しく変動する社会経済のなかで、日本全国において進行する少子高齢化社会と人口減少問題に正面から立ち向かい、市民がそれぞれに夢を抱き、その実現に向けて展開する多種多様なまちづくり施策やまちづくり事業の根幹に位置します。

市民と行政、ここに住む人々みんなで心をあわせて新しい時代を切り拓き、豊かな自然に抱かれたわがまち・南国市が、夢のもてる特色ある「まち」として一層の発展を続けていく願いをこめた計画となっています。

(2)計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3層で構成します。それぞれの内容構成と期間は、以下のとおりです。

■ 基本構想

基本構想は、本市の目指すべき将来像とそれを実現するための基本目標を示すものです。

計画期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間とします。

■ 基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、その実現を図るために必要な基本的施策等を体系的に示すものです。

計画期間は、前期5年間、後期5年間とし、このうち前期基本計画は平成28年度を初年度に、令和2年度を目標年度とし、後期基本計画は令和3年度を初年度に、令和7年度を目標年度とします。

■ 実施計画

実施計画は、基本計画に示した基本的施策を、具体的に実施する事業を定めるものであり、事業の優先順位や具体的な事業内容等を示すことにより、予算編成の指針となるものです。

計画期間は3年間とし、毎年ローリング方式で事業の進捗管理と見直しを図り、本計画の進行管理の役割を担います。

第4次南国市総合計画の構成と期間



第2部 基本構想

第1章 南国市の将来像

1 まちづくりの基本理念と南国市の将来像

(1) まちづくりの基本理念

序論で見てきた南国市の特性・資源、市民ニーズの動向、南国市を取り巻く社会の動向に基づき、新しいまちづくりを進める上で、すべての分野において尊重する基本理念を次のとおり定めます。

「ひと」が輝く

「地域」が輝く

「まち」が輝く 南国市

(2) 南国市の将来像

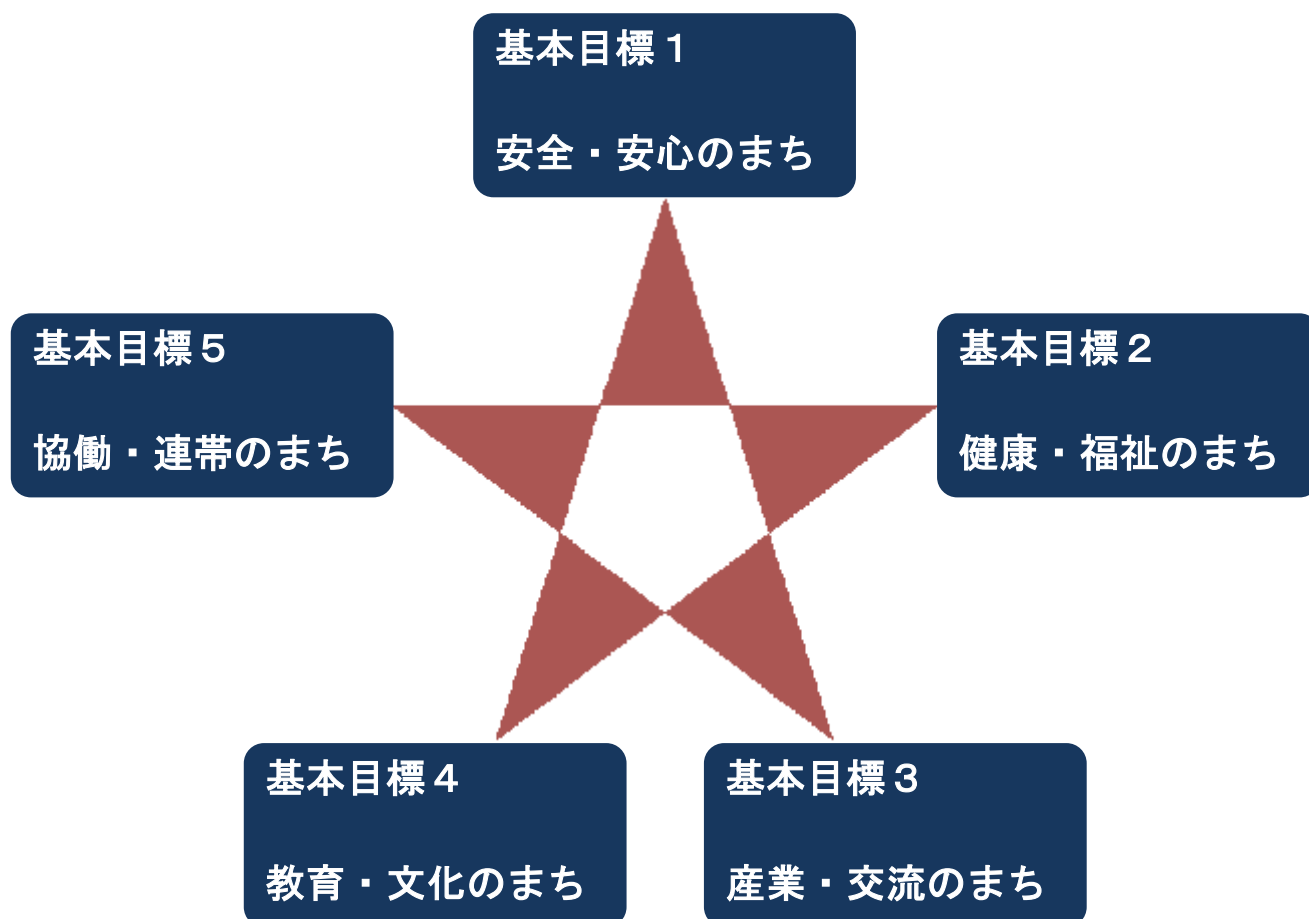
将来像は、本市の10年後の姿を示すものであり、南国市のまちづくりの目指すべき目標となるものです。

まちづくりの基本理念に則り、本市の特性や資源を最大限に生かし、すべての分野にわたって着実に進歩していく必要があります。豊かな自然を暮らしの中に生かすとともに、充実した都市機能を備えた環境の中で、だれもが、心豊かに過ごすことのできるまちづくりを実行するために、南国市の将来像を次のとおり定めます。

緑とまち 笑顔あふれる 南国市

2 まちづくりの基本目標

南国市の将来像の実現に向け、5つのまちづくりの基本目標を次のとおり設定します。



3 人口目標

本市の将来人口の見通しは、計画策定時、令和2年には45,000人程度、さらに計画目標年の令和7年には42,500人程度になると推計されています。

我が国全体で人口減少対策が大きな問題となっているなか、本市では恵まれた自然条件、生活条件、産業条件を生かしたまちづくりを今後とも積極的に進め、人口減少を最小限に食い止め、計画目標年の人口目標を次のとおりとします。

令和2年 46,500 人

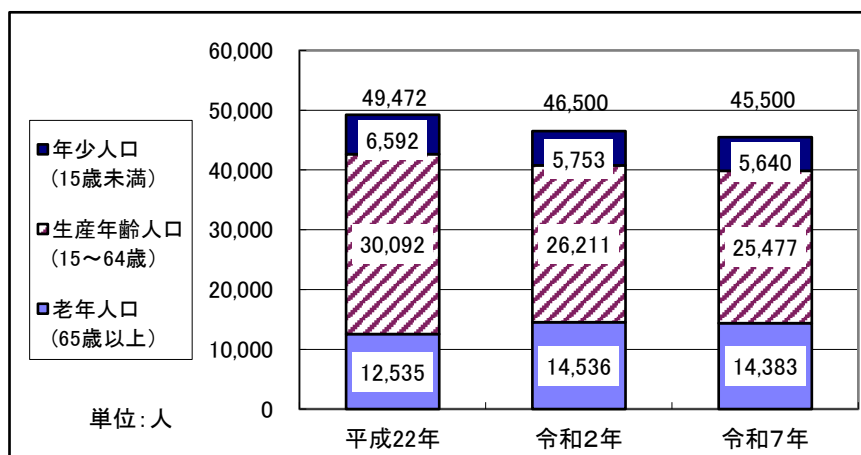
令和7年 45,500 人

<年齢3区分別人口の目標>

(単位：人、%)

項目 \ 年	平成22年	令和2年	令和7年	年平均増減率	
				H22~R2	R2~R7
総人口	49,472	46,500	45,500	△ 0.60	△ 0.43
年少人口 (15歳未満)	6,592 (13.3%)	5,753 (12.4%)	5,640 (12.4%)	△ 1.27	△ 0.39
生産年齢人口 (15~64歳)	30,092 (60.8%)	26,211 (56.4%)	25,477 (56.0%)	△ 1.29	△ 0.56
老年人口 (65歳以上)	12,535 (25.3%)	14,536 (31.3%)	14,383 (31.6%)	1.60	△ 0.21

(注) 平成22年度は国勢調査の実績値。ただし、年齢不詳が253人いるため階層区分人口の合計と総人口が不一致。



第2章 土地利用の基本方針

土地は本市の産業や住民生活と深く結びついた限りある資源です。私たちが美しく住みよいまちづくりを推進するためには、公共の福祉と自然環境の保全、健康で文化的な生活環境の保持を優先的に、長期的な視点に立って、合理的、計画的な土地利用を推進する必要があります。

これからのまちづくりにあたっては、基本的には、豊かな自然環境の中で、コンパクトに都市機能が整備された中心市街地と、これを起点として全市的にネットワーク化された道路・交通体系を有する生活自立のまちづくりを目指します。

本市の市域の半分を占める中山間地域においては、自然環境の保全を目指し、中心市街地においては、にぎわいとうるおいのある住環境の整備を行います。また、農林水産業、商工業、観光など、調和のとれた産業基盤の確立を目指します。さらに、豊富な歴史遺産と、高等教育機関などの研究機関を活用したまちづくりを目指します。

第3章 施策の大綱

将来像に掲げたまちづくりの5つの基本目標の達成を目指して次のとおり基本施策を展開します。

1 安全・安心のまち

市民アンケートからも明らかなように、安全・安心を求める声は大変多くなっています。だれもが安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、防災から防犯、あるいは環境保全など、安全なまちづくりを進めます。

南海トラフ地震をはじめ、台風や集中豪雨などの風水害に備えた防災施設の整備や、地域での助け合いの構築など、ハード・ソフト両面での防災施策の充実を図り、自助・共助・公助の確立に努めます。

また、交通安全の推進と、地域ぐるみの防犯体制の強化を図り、安全・安心のまちづくりに努めます。

そのために、幹線道路網の整備をはじめ、ICT時代に対応する情報通信基盤の整備による、多様な情報社会の形成を図ります。

さらに、水と緑に包まれた優れた自然環境を誇る市として、環境・景観の保全と創造に向けた、協働による美化の推進等を図ります。

2 健康・福祉のまち

人々が豊かな生活を送る上では、まず健康であることが大切です。子どもから高齢者まで、だれもが住み慣れた地域、家庭で健康を維持して、安心して生活できる社会の実現を目指します。

各種健診の受診率向上に努めるとともに、予防から始まる健康指導、食育を目指した食生活改善事業、あるいは健康体操など、地域ぐるみでの市民の健康づくりを進めます。

少子高齢化社会が進行するなか、子育て支援策の充実を図るとともに、行政だけでなく、地域、家庭が一体となって、社会全体での子育て環境づくりに努めます。また、だれもがいきがいを持って暮らすことのできるまちづくりを目指し、各種福祉サービスの向上に努めます。

3 産業・交流のまち

地域資源を最大限に活用し、地域産業の特色を生かしながら、需要に即した産業振興に努め、「ひと」と「しごと」を通じて「もの」を作り出す産業活動ができるまちづくりを目指します。

過去から集積されてきた優位性を持つ「ものづくり・製造業」や、恵まれた条件を生かした農業などの基幹産業に関連した「しごと」をつくり、「ひと（雇用）」を増大させるよう努めます。

農産物のブランド化に努め、地産地消・地産外商を推進します。同時に、農業経営の安定化を図るための取り組みを進めます。

製造業については、企業誘致の促進に努めます。また、小規模経営が多い商業については、小規模事業者の意欲ある取り組みを支援するとともに、中心市街地の整備等とあわせて、経営の安定と向上を図ります。

観光については、近隣自治体とも連携し、観光資源のネットワーク化を図り、全国に向けた情報発信と観光交流事業により「ひと」の流れを作り出し、交流人口の増加に努めます。

市民アンケートで満足度の低かった雇用対策については、市内への就業促進を図り、市内事業所の良好な就業環境など勤労者福祉の充実に努めます。

4 教育・文化のまち

心豊かで確かな学力が身についた子どもたちの育成を目指して学校・家庭・地域の連携による特色ある教育活動の推進や学校教育環境の一層の充実に努めます。同時に、地域とともに青少年健全育成活動を推進します。

市民一人ひとりが生涯にわたって自主的に学び、スポーツに取り組み、文化に触れることのできる環境づくりを行い、だれもが心豊かに生きがいのある充実した生活を送ることのできるまちづくりを進めます。

本市の貴重な埋蔵文化財等や歴史遺産の調査・保護に努めるとともに、地域に根ざした伝統文化の継承・普及を進めます。さらに、市民主体の芸術・文化活動を支援します。

男女共同参画社会の実現に向けて、女性の社会参画の促進を図ります。また、すべての人がお互いの人権を尊重し、ともに生きる社会を目指します。

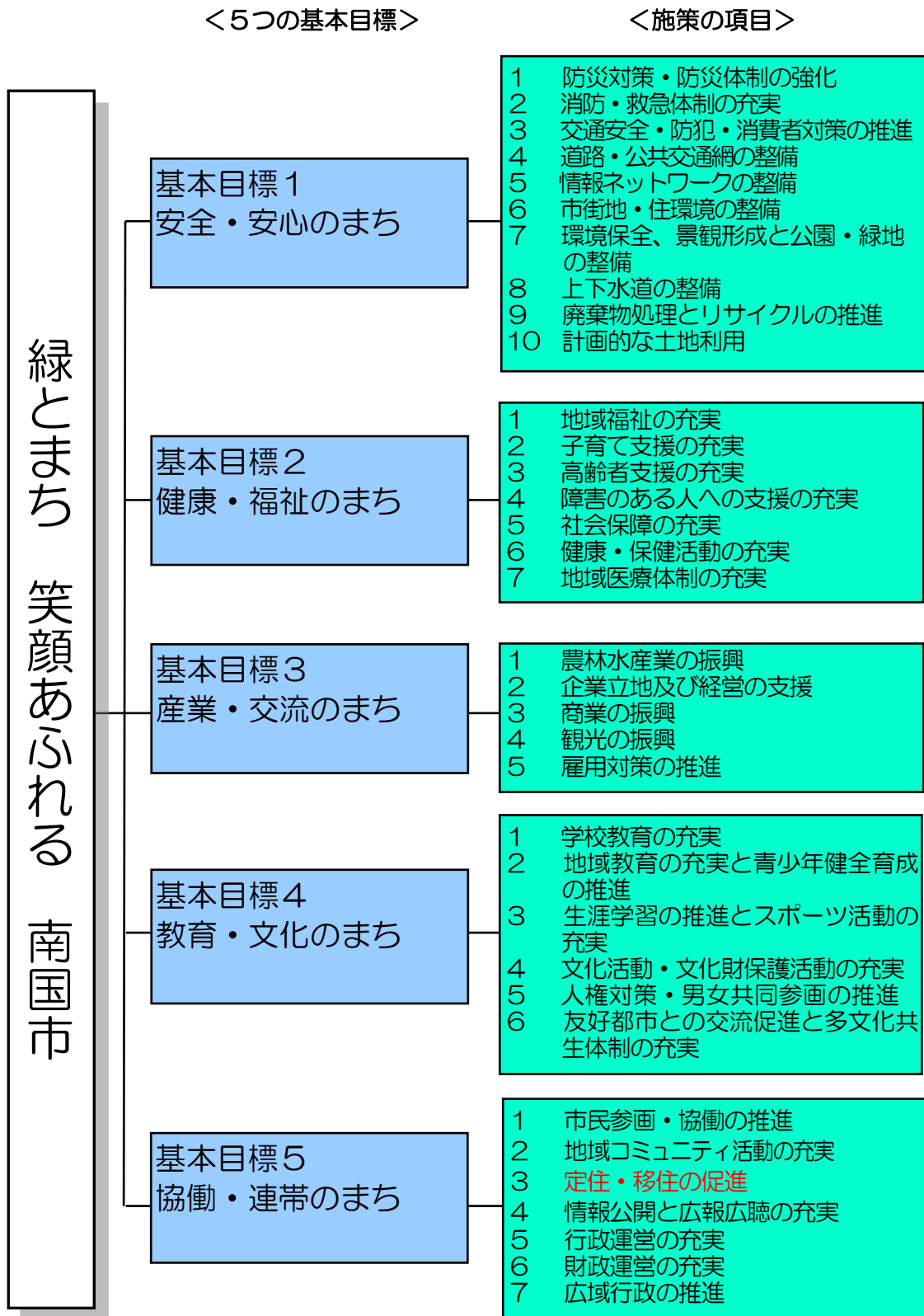
5 協働・連帯のまち

市民と行政による協働のまちづくり体制の確立を図り、まちづくりへの市民参画の向上に努めます。

協働のまちづくりを進めるためには、地域コミュニティの活性化が必要不可欠です。高齢化と人口減少、世帯人数の減少などにより、希薄となっている地域でのコミュニティを立て直し、地域の住民がそれぞれの地域の特色と実情にあったまちづくりに取り組み、地域が自立して、自らの地域を支える共助のまちづくりを進めます。

市民一人ひとりが、安心して心豊かに暮らすことのできるまちづくりを、市民と行政、その他関係組織が、意識を共有しながら、希望ある「明日の南国市」の実現を目指して取り組みます。

第4次南国市総合計画 施策の体系図



第3部 後期基本計画

後期基本計画策定にあたって

「緑とまち 笑顔あふれる 南国市」の実現を目指し、南国市のまちづくりの総合的な指針として平成 28 年 3 月に定めた第 4 次南国市総合計画（以下、「総合計画」という。）は、策定から 5 年が経過しました。

この間、全国的課題である人口減少・少子高齢化に対する地方創生の取組、地震など自然災害への備えに対する社会の意識の高まり、国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた社会的取組の進展など、南国市を取り巻く社会状況は大きく変化しています。

このため、令和 3 年度から 7 年度の 5 年間の計画期間とする総合計画後期基本計画においては、今なお全国的課題である人口減少・少子高齢化に歯止めをかけるための地方創生の視点と南海トラフ地震や風水害に備える視点をもって各施策を実行するとともに、持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた取組を展開することが重要となります。

また、令和 2 年度以降世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の流行は、令和 2 年度 4～6 月期において日本経済に戦後最大の落込みをもたらしたほか、人々の生活様式や社会・経済活動にも大きな変化をもたらしました。感染症の影響による社会・経済の変化は、今後も長期に渡って様々な分野で断続的に生じると予測され、地方公共団体には、人命保護を最優先に市民生活を下支えしつつ、社会経済状況の変化を見極め、時機を的確に捉えた施策の弾力的実施が強く求められます。

このように、産業構造や人々の消費行動など、社会・経済の枠組みが大きく変わろうとする時期にあって、総合計画後期基本計画においては、以下に位置づける特に重要な横断的視点のもと各施策の推進を図ります。

後期基本計画における重要な横断的視点

1. 土地利用の基本方針の具体化

基本構想に定める土地利用の基本方針に基づき、本市の将来像「緑とまち 笑顔あふれる 南国市」の実現を図るため、次のような方針のもとに土地利用を推進します。

(1) 市街化区域と市街化調整区域の区域区分を基調としたまちづくり

本市の人口は、市全体で減少が続く中、市街化調整区域と都市計画区域外で減少していますが、市街化区域では増加しています。

このことを踏まえ、今後も区域区分を基調とし、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設の整備による良好な市街地の形成等を図ります。また、市街化調整区域においては、優良農地、豊かな自然環境の保全とともに秩序ある集落環境づくりを進めます。

(2) 持続的発展が可能なコンパクトな市街地の形成

南国市立地適正化計画において、計画の理念を「高齢者など誰もが、住み慣れた郷土で、いつまでも安全で心豊かに、暮らし続けることができるまち“なんこく”づくり」と定めています。

このことを踏まえ、市民の各種生活サービスが市内で安定的に提供され、若者、子育て世代、高齢者を含めた誰もが安心して快適な暮らしが送れるよう、中心拠点（南国市役所周辺の市街地ゾーン）に市全体の高次な各種都市機能を、地域拠点（緑ヶ丘の市街地ゾーン）に各種日常生活サービス機能を誘導して集約を図ります。

併せて、中心拠点、地域拠点を中心とする地域に、市民の居住選択を尊重しつつ集まって住む“まちなか居住”を緩やかに誘導します。

このことにより、現在の一定の人口密度と人口規模を維持し、生活サービス水準や地域コミュニティ機能が持続的に確保され、市民の誰もが安心して快適な暮らしが送れる集約型のコンパクトな市街地の形成に取り組みます。

(3) 集落等の安定した定住環境の維持、充実

人口減少や少子高齢化が進行しても、将来にわたり集落に住み続けることができるよう地域コミュニティ機能を維持した定住環境の保全を図ります。併せて、公共交通網により中心拠点等とのアクセスを確保するとともに、地域住民と協働して既存の医療・福祉・商業施設等を保全、活用した集落拠点（集落地等の日常生活の中心地）づくりに取り組みます。

本市の市域の半分を占める中山間地域においては、水源涵養、生物多様性保全など多面的な機能を有する森林地が広がり、適正な森林施業などの促進により環境を保全することが重要です。このことを踏まえ、生活インフラ整備など、中山間地域にお

ける定住環境の維持、充実を図ります。

(4)多様な雇用を生み出す産業の創造

本市では、企業団地の立地を誘導する適地に限られるようになってきており、また、南海トラフ地震の津波浸水想定区域内に立地していることなどの理由により、既存企業の移転計画の動向がみられます。こうした状況に対応するとともに、定住人口の増加を目指し、企業誘致を促進して多様な雇用の場を拡大するため、新たな企業団地の整備や中心拠点等の商業・業務施設の誘致に取り組みます。

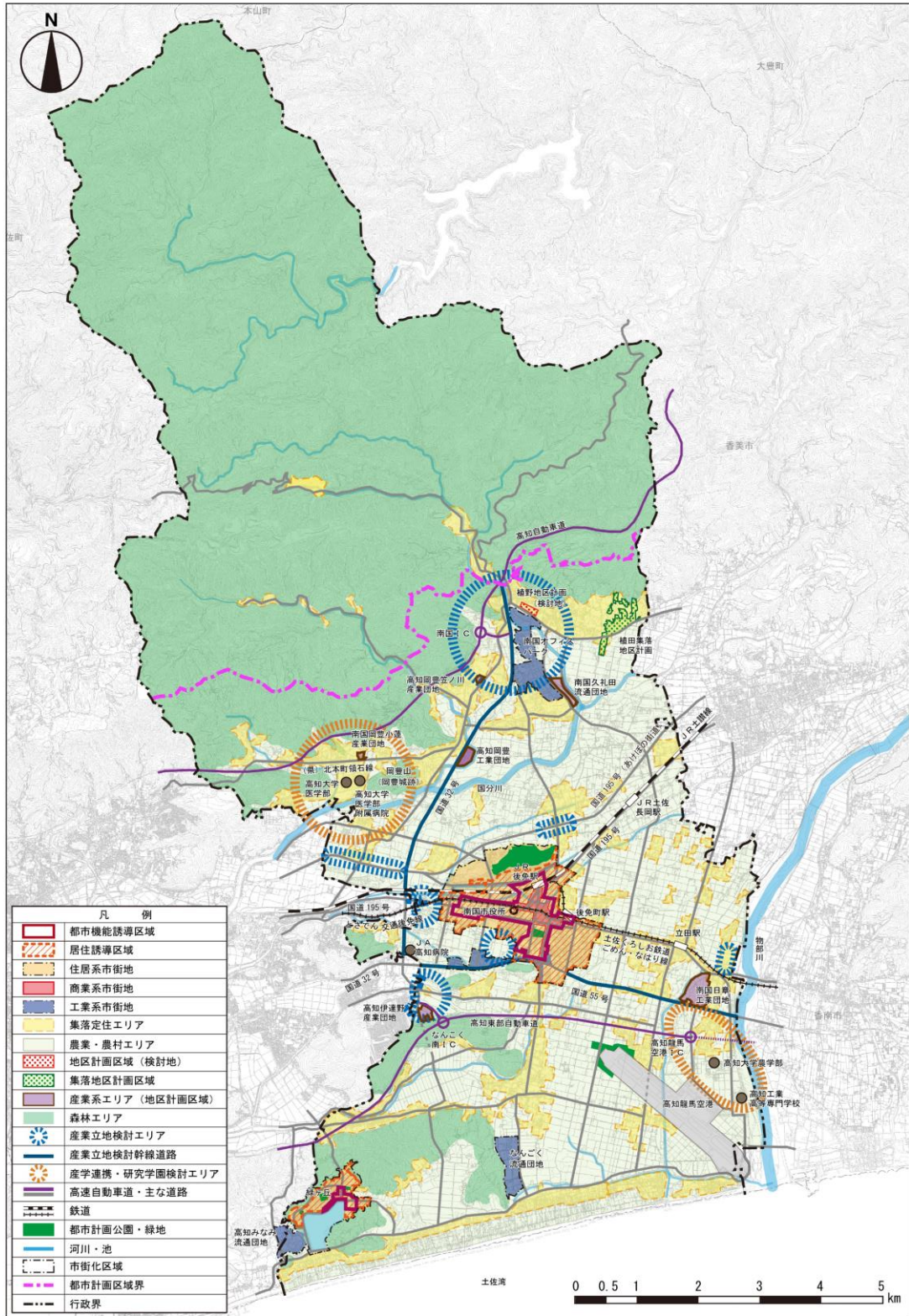
(5)区域別の適切な土地利用の推進

市街化区域、市街化調整区域、都市計画区域外において、それぞれ以下の土地利用エリアを定め、全市域において適切な土地利用を図ります。

【区域別の土地利用】

市街化区域	都市機能誘導区域	医療、福祉、子育て支援、文化、商業、行政サービス等の市全体の高次な各種都市機能と市街地における日常生活サービス機能の集積を促進する区域
	居住誘導区域	一定の人口密度・規模を維持する住宅市街地の保全を促進する区域
	その他の住居系市街地	良好な居住環境を形成し、戸建住宅を中心とした住宅地の保全を促進する区域
	工業系市街地	市街化区域内の工業地区域
市街化調整区域、都市計画区域外	集落定住エリア	農業振興等との調和を基本に、定住環境の保全を図る市街化調整区域及び都市計画区域外の集落拠点及びその周辺の区域。
	産業系エリア	市街化調整区域の産業系土地利用区域
	産業立地検討エリア	周辺の土地利用との調和を基本とし、新たな企業立地、沿岸部からの企業移転を視野に入れつつ、新たな産業用地の確保検討区域。
	産学連携・研究学園検討エリア	高知龍馬空港北側を産学連携拠点、高知大学医学部を中心として研究学園拠点と定め、周辺の土地利用との調和を基本として、新たな産業の創出、研究者・学生等の居住・交流の拠点として整備することを検討する区域。
	農業・農村エリア	無秩序な宅地開発を抑制し、保全を図るとともに、国と連携して国営のほ場整備事業を取り入れ、地域の状況を的確に反映した地域全体の農業基盤整備を図る区域。
	森林エリア	環境保全機能の他多面的な機能を有する森林や樹林地の開発行為等を抑制して保全に努めるとともに、適正な森林施業の促進、自然体験型レクリエーション基盤の整備等を計画的に促進する区域。

【土地利用方針図】



2. 南国市国土強靱化地域計画との整合

南国市国土強靱化地域計画の目的

東日本大震災などの大規模災害の経験を通じ、平時から大規模災害等への事前の備えを行うことの重要性が広く認識されることとなり、本市でも、南海トラフ地震やこれまで幾多の被害を受けてきた大型台風や集中豪雨などによる風水害に対する備えが重要な課題となっています。

国においては、大規模自然災害に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けて、基本計画の策定、見直しを進めてきました。

本市においても、大規模自然災害に対して、市民の命を守り、地域・経済社会の迅速な復旧復興を遂げるため、国土強靱化に関する施策を計画的に推進することを目的として、令和2年度に「南国市国土強靱化地域計画」（以下、「強靱化計画」という。）を策定しました。

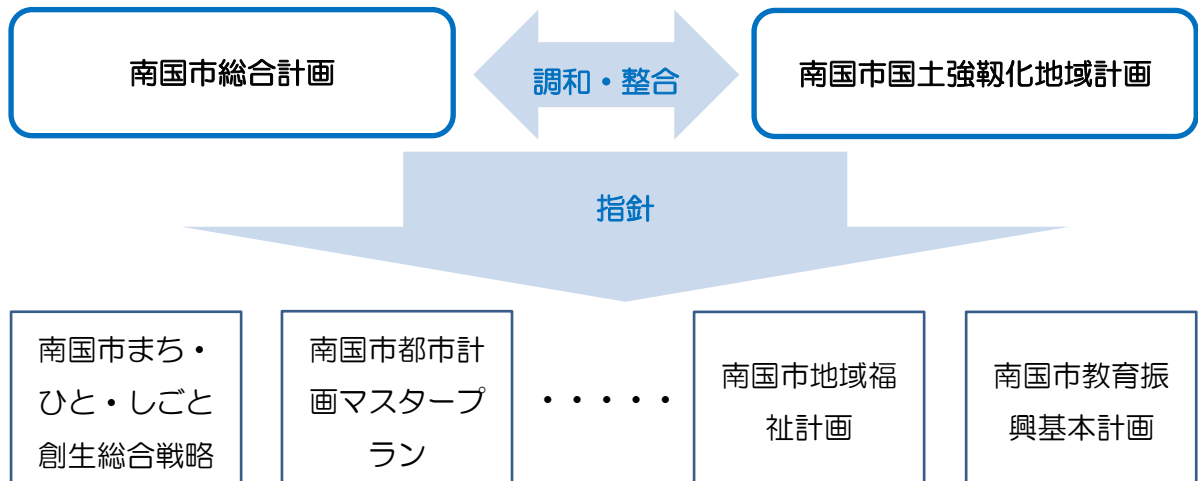
強靱化計画では、以下の4項目を基本目標として、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、国土強靱化の取組を推進することとしています。

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧・復興

総合計画と強靱化計画の関係

本市の他の計画の上位に位置する総合計画が平時のまちづくりを対象とした取組の指針であるのに対し、強靱化計画は有事を対象とする平時の備えに関する指針です。2つの計画は、平時と有事という異なる対象をとるものですが、これらに向けた取組は、表裏の関係、お互いを高め合う関係にあるものです。

よって、総合計画と強靱化計画は本市の様々な分野の計画等の指針として、互いに調和を図りつつ、整合し、並び立つものと位置づけます。



第4次南国市総合計画後期基本計画と南国市国土強靱化地域計画の整合

国土強靱化地域計画	後期基本計画における国土強靱化地域計画との整合
事前に備えるべき目標	主要な施策推進の方針
①直接死を最大限防ぐ	1-1-(1)※(基本目標) - (施策の項目) - (主要施策) ○津波対策として、緊急避難場所への避難路・誘導看板等の整備。定期的、継続的な訓練・学習会支援。 1-1-(1) ○地震動対策として、家具転倒防止対策・住宅耐震化促進。避難路の安全対策として、危険なブロック塀等転倒対策促進。
②救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する(災害関連死を最大限防ぐ)	1-1-(3) ○自主防災組織を中心とした地域主体の避難所運営の促進。 1-2-(2) ○災害時要配慮者台帳等の整理に向けた取組推進。
③必要不可欠な行政機能は確保する	1-1-(4) ○減災と早期復興を目指す事前防災の取組推進。
④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	1-5-(1) ○大規模災害時における正確な情報収集・発信のための環境整備推進。
⑤経済活動を機能不全に陥らせない	1-1-(1)※再掲 1-1-(4)※再掲 1-8-(1) ○南海トラフ地震に備えて、水道施設の耐震化促進。
⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早急に復旧させる	1-8-(1)※再掲
⑦制御不能な二次災害を発生させない	1-1-(2) ○河川改修促進、治山対策充実、高潮対策や海岸保全施設の整備促進。

⑧社会・経済が迅速かつ従来より強靱な姿で復興できる条件を整備する	1-1-(4) ○災害発生後早期復興できる体制の確立推進。
⑨地域住民一人ひとりが防災・減災への備えに取り組み、自助・共助に基づく地域防災力を高める	1-1-(3) ○自主防災組織支援。

3. 施策展開への地方創生の視点

第2期南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略の目的

少子高齢化と急激な人口減少が全国的に進行することが予測されるなか、南国市を取り巻く環境も極めて厳しい状況にあります。

少子高齢化と急激な人口減少に歯止めをかけるため、本市においては、平成27年9月に「南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）、5年後の令和2年3月には「第2期南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、将来にわたって地域の活力を維持し持続可能な地域社会を実現するため、地方創生の取組を展開することとしています。

第2期総合戦略では、以下の4項目を基本目標として、「若者が希望を持ち、誰もが安心して暮らすことのできるまち」の実現を目指し、地方創生の取組を推進することとしています。

- ①安定した雇用を創出する
- ②新しい人の流れをつくる
- ③若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる
- ④安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

総合計画後期基本計画への第2期総合戦略の反映

少子高齢化と人口減少に歯止めをかける地方創生の取組は、「まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）」の施行以降、国をあげて展開されてきました

令和2年3月に本市が策定した第2期総合戦略には、総合計画前期基本計画に定める施策展開の基本的方向性に即しつつ、総合計画策定以降、全国での地方創生の取組により得られた知見と情勢の変化を盛り込み、少子高齢化と人口減少に歯止めをかけるための施策群を配置しました。

総合戦略		本総合計画後期基本計画への総合戦略の反映
基本目標	基本的方向（要旨）	主要な施策推進の方針
1 安定した雇用を創出する	①農地基盤の整備後の営農モデルを確立し、「稼げる農業」の実現と後継者不足の解消を目指す。	3-1-(2) ※（基本目標）-（施策の項目）-（主要施策） ○農業生産基盤整備、担い手等への農地の集積、高収益作物への転換などにより稼げる農業を実現。
	②南国日章産業団地等への工業分野の企業を誘致することによって、新たな雇用を創出する。	3-2-(2) ○企業立地促進、企業支援の推進。
	③商業分野の事業所の新商品開発など意欲ある取組を支援する。	3-3-(2) ○特産品開発及び販路拡大等支援。
	④「ものづくり」の機運醸成を進め、本市の知名度アップを図り、観光客の増加を目指すとともに、まち歩き誘導など市内滞在を促し、「ひと」の流れを創出する。	3-4-(2) ○ものづくりサポートセンターを活かした観光振興。 3-3-(1) ○ものづくり人材の育成推進。中心市街地振興計画の取組推進。
	⑤高齢者雇用を促進し、高齢者の社会活動を促進する。	2-3-(2) ○高齢者の社会参加支援。南国市シルバー人材センターの活動支援。
2 新しい人の流れをつくる	①空き家の活用を促進し、移住・定住を促進する。	5-3-(2) ○空き家活用住宅整備推進。空き家所有者等の自発的な空き家活用促進。
	②本市に立地する大学や高等学校等で知識・技術を習得した人材の定住を促進する環境整備に努める。	3-5-(2) ○ハローワークとの連携強化、多様な業種・職種の誘導・開発推進。
	③再掲（1-④）	

3 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる	①若者の所得の安定が図れるよう、就労支援を行う。また、新規就農者への支援を行う。	3-1-(1) ○農業者のもとでの実践的研修支援、新規就農者サポートハウスの整備。
	②若者が結婚するきっかけづくりを行うことによって、若者の結婚を促す。	2-2-(5) ○出会いの場づくり、結婚・妊娠・出産に関する必要な経済的支援。
	③子育て世代の経済的負担を軽減することによって、子どもを生み育てやすい環境を整える。また、安心して妊娠・出産・子育てができる環境整備を図る。	2-2-(2) ○地域における子育て支援体制の充実。 2-2-(3) ○児童への医療費助成や保育料軽減実施。 2-6-(4) ○妊娠・出産・子育てに関する継続的相談支援。
	④子どもの居場所づくりを推進することによって女性の社会進出を促進する。	2-2-(1) ○保育サービスの充実、放課後児童対策、ファミリーサポートセンター事業実施。
4 安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる	①市民が安心して暮らすことができるよう、防災対策を進める。避難施設整備や家屋倒壊に対する対策とあわせて、南海トラフ地震対策をはじめ、土砂災害、洪水に対する市民の防災意識の向上に取り組む。	1-1-(2) ○災害ごとの避難勧告等の基準明確化。 1-1-(1) ○地震動対策として、家具転倒防止、住宅耐震化促進。避難路の安全対策として、危険なブロック塀等転倒対策促進。
	②地域の住民が主体的に地域活動を行う事ができる体制整備、仕組みづくりを支援し、地域コミュニティ、住民自治組織の取組を支援する。	1-1-(3) ○自主防災組織支援。

	③高知県が取り組む中山間地域対策と連携し、地域で自主的、自律的に活動を展開できる基盤をつくり、地域の活性化を図る。	5-2-(2) ○自治会・町内会等の取組支援。
	④本市は、高知市を連携中枢都市としたれんけいこうち広域都市圏を形成し、また、香南市・香美市と物部川流域ブロックの流域3市として古くから連携を図っている。この連携をさらに強化し、広域的な取組を進める。	5-7-(1) ○「れんけいこうち広域都市圏」連携協約に基づく他市町村との連携により圏域全体の活性化。 5-7-(1) ○物部川流域ふるさと交流推進協議会を中心とした住民交流促進。

4. 持続可能な開発目標(SDGs)実現に向けた取組の展開

持続可能な開発目標(SDGs)

持続可能な開発目標(SDGs)とは、2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核となる持続可能な開発目標のことです。その中で掲げられる17のゴール(169のターゲット及び232の指標)は、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させ、誰一人取り残すことなく、貧困・格差の撲滅等、持続可能な世界を実現するための統合的取組として位置づけられる先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であると位置づけられます。



日本における持続可能な開発目標(SDGs)

2015年の「2030アジェンダ」の採択を受け、政府は、2016年5月に推進本部を設置し、2016年12月に実施指針を策定、2017年12月以降はSDGs達成のための政府の主要な取組をまとめた「SDGsアクションプラン」が定期的に策定されてきました。

アクションプランにおいては、「SDGsと連動するSociety5.0の推進」、「SDGsを原動力とした地方創生」、「SDGsの担い手として次世代・女性のエンパワーメント」を三本柱とする日本の「SDGsモデル」が掲げられ、SDGsの実現に向けた取組が国内において展開されています。

また、2017年12月には、地方公共団体におけるSDGsの達成に向けた取組の推進が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけられ、今後、益々自治体レベルでのSDGsへの取組の機運が高まることが予想されます。

地方公共団体と持続可能な開発目標(SDGs)

国際目標の達成に関して、近年、国だけでなく、自治体の責任と役割の大きさが重要視されています。市民生活に最も密着した行政組織である自治体には、それぞれの地域の実情を踏まえた政策を実行するとともに、国と地域の間に立ち、施策実行に際して多様な主体間の連携を促すことが期待されています。

採択にあたって公民のあらゆるレベルでの取組の重要性が謳われた「持続可能な開発目標」が掲げる17のゴールの達成には、自治体行政の貢献が必要不可欠であるとともに、持続可能な開発目標への取組は、将来にわたる地域の活力維持を目指す地方創生の取組にも通じるものです。

後期基本計画の各施策の推進にあたっては、持続可能な開発目標(SDGs)との関連を明確にしたうえで、2030年の目標達成をめざす主体として行動します。

5. 新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた施策推進

令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、人々の生活様式や社会、経済に大きな影響をもたらしました。国内経済については、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」において初となる緊急事態宣言が発出された令和2年4月以降、感染拡大の防止のため人の密集と移動の抑制が求められる状況の中、外食や旅行などの分野における個人消費が大きく落ち込み、4月から6月期における国内GDPは戦後最大の落ち込みを記録しました。また、地域の集い、イベントや学校行事、会食、仕事などこれまでの生活様式も大きな制約を受けることとなりました。

ワクチン接種が世界各国で開始された現在も、未だ感染症の世界的な終息は見通せ

ない状況にあります。感染症の影響下、市民の健康とくらしを直接的にまもる取組については、変化に即応して実施していくとともに、後期基本計画における施策の推進においては、感染症の流行下で普及したテレワークやオンラインでの会議・商談など、感染症の収束後も不可逆性をもって営まれることが見込まれるこの間の社会変化と、インバウンドを含む観光など感染症流行前の状況に一定割合復帰することが見込まれる分野における推移を的確に把握したうえで、変化に応じた事業選択を行っていくことが必要です。特に、不可逆性をもつとみられる社会変化については、個々の緊急避難的な対応が一時的な社会傾向として顕在化するものの、短期間により有効な対応が主流となる可能性があることを前提として、時機を逃さず必要な事業を実施し、施策を推進することが重要となります。

国内での感染が拡大した令和2年度、本市においては、公共施設等における感染防止対策の徹底のほか、市民・事業者等への啓発と感染防止の取組支援等を実施したほか、経済的打撃を受けた事業者や家計への支援等事業によって市民生活を下支えするとともに、プレミアム付商品券発行事業等地域経済の回復に向けた取組を推進するなど、感染症の影響による社会・経済の状況変化に応じた対策を講じてきました。

感染症の影響に対する施策に関しては、後期基本計画期間においても、社会・経済状況を的確に把握し、即応する対策事業を実施していきます。

基本目標1 安全・安心のまち

1 防災対策・防災体制の強化

施策の方針

南海トラフ地震による揺れや津波、暴風、大雨、洪水、土砂災害、高潮などの自然災害対策や防火対策に備えた施設の改修、整備を促進するとともに、地域の防災力の要となる自主防災組織の充実を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりを目指します。

現状と課題

南海トラフ地震対策として、沿岸部では津波から概ね 5 分で避難可能となる緊急避難場所（津波避難タワー等）の整備は一定終了しました。今後は、さらに迅速かつ安全な避難が可能となるよう、定期的な避難経路の点検・避難訓練を地域主体で継続的に行い、市民の防災意識の向上を図ることが求められます。また、地震動（揺れ）に対する最も有効な対策は耐震化ですが、現在の耐震化率（耐震化が必要な住宅における耐震化率）は 35%程度にとどまっており、今後も家具の転倒防止対策及びブロック塀等の転倒対策とあわせて、啓発を図る必要があります。

また、近年においては、全国的に集中豪雨などによる災害が頻繁に発生しています。洪水災害や土砂災害については、災害が発生するまでに一定の時間があり、「早めの避難」を確実に実施することにより被害の軽減を図ることが可能となります。従って、高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保などの情報について、日頃から市民への啓発を行い、災害種別ごとの避難情報を適切なタイミングで確実に伝えることにより、市民の「早めの避難」行動につなげていかなければなりません。

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域の共助をなす組織であり、組織率の向上と、その活動内容の充実が求められます。

主要施策

(1)南海トラフ地震対策の推進

- 津波対策として、緊急避難場所への迅速かつ安全な避難が可能となるよう避難路・誘導看板等を整備します。また、地震発生時に行政等からの情報を待たずに主体的に迅速な避難行動を起こすことができるよう定期的・継続的な訓練や学習会を支援します。
- 地震動対策として、家具転倒防止対策に対する補助制度の活用を広報して家具の固定化を促すとともに、住宅の耐震化についても必要性和補助制度を広報することにより耐震化率の向上を図ります。また、避難路の安全対策として、避難路沿いにある危険なブロック塀等に対しても除却の必要性和補助制度を広報し、転倒対策を促進します。
- 女性、子ども、障害のある人等の要配慮者の人権を尊重し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図ります。

(2)洪水・土砂災害対策の推進

- 避難に対する市民の意識の向上を図るため、災害ごとの避難情報等の基準を明確にし、避難情報等の意味するところについて啓発を行います。
- 避難情報等の発令が市民の避難行動につながるよう発令基準や発令した際の情報伝達の文言等の見直しを行います。
- 国や県などの関係機関と連携し、水害危険区域における河川改修の促進、地すべり防護対策や予防型の治山対策の充実、高潮対策や海岸保全施設の整備などを促進します。

(3)自主防災組織の充実

- 自主防災組織の未結成の地域について、結成の支援を行うとともに、既存組織については、若い世代のリーダーの育成を促進します。また、各自主防災組織が実施する防災訓練や防災学習への積極的な支援を実施します。
- 大規模災害発生時に重要となる避難所運営について、自主防災組織を中心とした地域主体の運営を行うことができるよう「避難所運営マニュアル」の作成を促進します。

(4)業務継続計画に基づく災害対応力の充実

- 災害発生時における市業務を継続するための業務継続計画に基づく職員の対応力向上のための訓練を実施するなど、減災と早期復興を目指す事前防災の取組を推進します。
- 災害発生後からの復旧・復興に向けての対応について、国や県をはじめ、関係機関との協議を進め、1日も早く復興できる体制の確立を目指します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
自主防災組織の結成率	%	95	100.0	全地区での結成
住宅耐震化の件数	件	68	420	令和3～7年度の 累計

2 消防・救急体制の充実

施策の方針

南海トラフ地震のほか、暴風、大雨、洪水、土砂災害など、様々な災害に備え、施設・設備の整備とあわせて、消防職員、消防団員の資質向上を図り、消防・救急体制の充実を図ります。

また、火災に対する設備の充実を図るとともに、火災の未然防止や被害軽減に向けて、市民の防火意識の向上のための啓発に努めます。

さらに、高齢化社会の進展とともに増加する救急出動に対応するため、迅速な対応と的確な処置など、救急隊員の資質向上と設備の整備に努め、救急体制の強化を図ります。

現状と課題

消防体制については、南海トラフ地震等大規模災害に備え整備を進めていますが、防災活動拠点となる施設整備や大規模災害に対応できる資機材の拡充及び消防団の体制強化が必要となっています。また、地震災害等による被害を軽減するために、耐震性防火水槽の整備や消防ポンプ車等の整備を進めるとともに、燃料備蓄施設の整備を進めていく必要があります。

火災に対しては、被害を最小限に防ぐため、公設消火栓未設置地区への消火栓整備を関係機関と協議して進めていく必要があります。また、平成 23 年 6 月に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築の住宅については設置されていますが、義務化前の住宅についても今後一層設置を働きかけていく必要があります。

救急体制については、近年増加している救急出動の傾向は、高齢化社会が進む中で今後も続くと推測されます。このため、救急救命士の育成や救急隊員の知識・技能の向上及び迅速な救急搬送ができる体制の強化とあわせて、高規格救急車や高度な救急資器材の計画的な整備など、救急体制の充実・強化が求められます。

主要施策

(1) 消防体制の充実

- 多種多様化する各災害に対応するため、消防体制の確立に努めます。
- 災害活動拠点となる防災活動拠点施設及び消防・消防団車両の計画的な整備を図り、複雑化する災害に対応しうる資器材の整備に努めます。
- 消防職員及び消防団員の資質向上を図るために、関係機関等との連携訓練に努めます。

(2) 救急体制の充実

- 多様化する救急需要に迅速かつ的確に対応するため、救急救命体制の確立を図ります。
- 救急救命士の育成及び救急隊員の資質向上を図ります。また、計画的に高規格救急車の整備を図り、高度な資器材の充実に努めます。
- 災害時には、関係機関等と連携し、災害時要配慮者台帳等を整理するなど、緊急時の迅速な連携・対応の強化を図ります。
- 病院着までの搬送所要時間短縮を図ります。

(3) 消防装備・資器材の充実

- 火災の被害を最小限に防ぐため、消火栓未設置地区への消火栓の設置に努めます。
- 大規模災害等出動時に対応できるよう、各種無線機器等の整備を進めます。

(4) 市民への啓発と初期対応の普及

- 市広報紙や市ホームページに住宅用火災警報器の必要性和設置についての情報を掲載するなど、普及・啓発に努めます。
- 救急現場に居合わせた人（バイスタンダー）が適切な救命手当を実施することができるよう、救命講習を開催し、市民への救命手当の知識技術の普及・啓発に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
年間訓練計画に基づく訓練実施数	回	4	20	
耐震性防火水槽の整備数	基	25	35	
新設消火栓	基	5	10	
病院着までの搬送平均所要時間短縮	分	35.61	30以内	
普通救命講習受講者数	人	16,468	19,500	
住宅用火災警報器設置率	%	80	90	

3 交通安全・防犯・消費者対策の推進

施策の方針

交通安全施策として、施設整備や通学路等の点検を推進するとともに、交通安全についての啓発を行い、交通事故のないまちづくりを目指します。

また、犯罪のない地域づくりを目指し、関係機関と連携し、地域ぐるみの防犯対策を強化します。さらに、市民が安心して生活ができるよう、消費者意識の啓発や消費者活動の促進を図るとともに、消費者の相談体制の充実を図ります。

現状と課題

令和元年の本市の交通事故件数は100件と年々減少してきているものの、道路環境の変化による交通事故が発生しています。また、依然として高齢者の交通事故件数も多い状況です。

道路環境の変化に対応した市民への啓発活動を行うことや、高齢者への交通安全教育だけでなく、高齢者の特性を広く市民に周知する必要があります。

また、近年、殺人事件の発生やストーカー被害などとあわせ、詐欺行為の被害が多発しており、こうした犯罪を未然に防ぐため、詐欺行為の予兆電話などの対応について、警察と連携し、地域ぐるみで撲滅していく必要があります。特に、高齢者をねらう詐欺行為には、適切な情報を発信し詐欺の被害に遭わないような施策推進が必要不可欠です。

さらに、複雑多岐にわたる消費者問題に対応するため、消費生活相談や苦情相談を行っています。消費生活相談や苦情相談は依然として増加傾向にあります。市民が消費者被害を受けることのないよう、消費者意識の向上と消費者保護の体制の充実が求められています。

主要施策

(1)交通安全施設の整備

- 交通安全の確保を図るため、市内全域の道路を対象に交通危険箇所の改良に取り組み、交通安全施設・設備（ガードレール、ガードパイプ、カーブミラー、道路反射鏡等）の整備を進めます。
- 通学路については、歩行者や自転車利用者の保護のための交通安全帯の確保に努め、幹線道路については、歩車道分離、歩道の整備等を計画的に進めます。

(2)交通安全教育・指導の充実

- 全国交通安全運動期間にあわせて、人間看板や街頭指導を実施します。
- 新入学・入園にあわせた保育所、幼稚園、小中学校での交通安全教室を実施します。
- 視察研修などを通じて交通安全指導員の指導力向上を図ります。

(3)防犯対策の推進

- 防犯対策として効果の高い街路灯の維持管理を適切に実施します。
- 高齢者に対する詐欺行為についての注意喚起など、警察等の関係機関との連携により、防犯に関する啓発活動の充実を図り、被害の未然防止に努めます。

(4)地域安全活動の推進

- 夜間の見回りなど、犯罪を未然に防ぐタウンポリス活動を促進します。
- 子どもを犯罪から守るため、保護者に対する情報提供や防犯指導を推進します。

(5)消費者対策の推進

- 多重債務や消費トラブルなど、消費者問題に関する相談体制の充実を図り、啓発活動や相談活動を充実します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
消費者問題啓発出前講座	回	9	15	

4 道路・公共交通網の整備

施策の方針

高知龍馬空港や高速道路インターチェンジの立地特性を生かした広域交通網の充実を図り、市民活動や地域の交流・連携を円滑に支援する利便性の高い交通ネットワークの形成を図ります。

また、市内の公共交通空白地を解消し、地域の実情、利用ニーズにあわせた効率的な公共交通体系の確立を目指すため、交通事業者や道路管理者等で構成される南国市地域公共交通会議で協議の上、路線再編などの取り組みを進めます。

現状と課題

本市の道路網は、令和2年6月現在、四国横断自動車道南国ICから市域の中央を南北に縦貫する国道32号、それに接続して東西に国道55号及び195号、並びに建設中の高知東部自動車道・高知南国道路を中心に、県道21路線、市道1,177路線によって構成されています。今後、交通量の増大や車両の大型化が進み、地域住民の高齢化が進行する中で、より一層安全で利便性の高い道路網、道路環境の整備が課題となっています。

公共交通に関しては、黒滝・上倉地域で開始したデマンド型乗合タクシーの運行が平成26年10月には上倉・瓶岩地区全域までエリアを拡大し、北部中山間地域の交通空白地が解消されました。また、平野部においては、運転手不足による路線バス事業者の市内バス路線からの退出に対応し、移動手段を持たない市民の日常生活維持の観点から、市が主体となって運行計画を策定しその運行を事業者に委託するコミュニティバスを令和元年10月に導入しました。

コミュニティバスの運行開始にあたっては、路線数、便数とも以前の運行から充実を図りましたが、道路事情等から路線バスの運行経路が限定されることによる交通空白地が依然としてスポット的に存在しています。

市内の道路事情や都市基盤整備などの状況は変化していますが、将来のまちづくりと連動した交通施策が求められています。交通弱者を含めた地域住民のニーズを把握した上で、鉄道、路線バス、路面電車、タクシーなど、すべての交通事業者等と連携して、効率的で効果的な市民の移動手段の確保を講じていく必要があります。

主要施策

(1)市道の整備

○国や県、その他関係機関と連携し、集落間の連携や安全性の向上等に配慮し、市道の整備を計画的・効率的に推進します。

(2)国道・県道の整備促進

○国道・県道の改良整備により、自転車や歩行者の安全を確保できるよう、積極的に要請していきます。

(3)公共交通の利便性の向上と利用促進

○都市計画事業等の情報を踏まえつつ、南国市地域公共交通会議において公共交通空白地対策の検討を進めるとともに、鉄軌道から路線バスやタクシーなどへの多様な乗継ぎなど、利用者の利便性の向上を図ります。

○市民への公共交通路線の周知と公共交通機関の利用促進を図ります。また、交通事業者及び周辺自治体と連携して、公共交通利用者の利便性向上などによる利用促進に取り組みます。

○コミュニティバスを含めた市内の公共交通路線網の維持改善とともに、市町村を跨いで運行する路線バス事業は利用者の減少と運転手不足により路線再編等の対策が必要となっています。持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けて、事業者及び関係自治体と連携・協議し、路線バス事業の改善に努めます。

(4)交通弱者対策の検討

○高齢者や障害のある人、年少者など、交通弱者に配慮した、だれにも安全で人にやさしい道路整備を図ります。

○高齢者等の交通弱者の通院や買い物などの日常生活の円滑化を図るため、効率的で効果的な移動手手段の確保に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
市道改良率	%	51.6	53.0	
市道バリアフリー化延長	km	1.4	2.2	
コミュニティバス（4路線）利用者数	人	20,000	25,000	

5 情報ネットワークの整備

施策の方針

携帯端末、特にスマートフォンの世帯保有率は、急速に伸びています。それに伴い、SNSや地図情報と組み合わせたサービスの提供が増加しており、各種施策の推進のため、サービス利用環境の充実が急務となっています。観光や商工業などの産業振興、地域活性化、さらに防災・減災に向けた効果的な情報通信環境の整備を行ってまいります。

現状と課題

南国市情報通信基盤整備事業により、市内のほぼ全域で光通信サービスが利用できる環境が整っています。それに伴い、企業活動のための情報通信基盤整備も完了しています。

しかしながら、平成30年においては、モバイル端末の保有率は95.7%であり、そのうちスマートフォンの保有者は約8割となり、パソコンの保有率を上回っています。こういった、現在の情報端末の普及状況や外出先でのインターネット利用の増加といった利用形態の変化を、地域活性化、産業振興、防災等の施策に効果的に活かすためには、将来を見据えた環境整備を進めていく必要があります。特に、AIやIoTなど高速・大容量の移動通信を必要とする新技術の実装が様々な産業分野で進むことが予想されるなか、これらを可能とする5Gに関する環境の普及と需要について注視していくことが重要です。

主要施策

(1)災害時の情報収集・発信基盤の整備

○大規模災害時に備え、限られた人員と資源で、効果的に被災情報の収集を行うとともに、減災に向けて、正確な情報の発信を行うことができる施設・設備等の整備を図ります。また、災害発生時の避難者管理における正確な情報収集・発信のための環境整備に努めます。

○災害発生時に備え、被災者を支援するためのシステム構築に努めます。

(2)情報セキュリティ対策の推進

○情報化社会特有の犯罪やトラブルも増加しているため、個人情報の漏洩を防ぐ強固なセキュリティシステムの整備、運用に努めるとともに、個人情報の保護に関する職員研修等の開催に努めます。

(3)新たな情報通信基盤整備促進の検討

○農業分野をはじめとする各産業分野へのAI、IOT等の技術の普及・活用の状況を的確に把握し、必要な情報通信基盤整備の促進等の検討に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
WiFi 設置数	基	8	15	

6 市街地・住環境の整備

施策の方針

広域拠点にふさわしい市街地形成を目指して、都市計画街路の整備に係る市道、農道を含めた面的整備の計画の策定を目指します。

中心市街地については、整備中の都市計画道路高知南国線及び南国駅前線とあわせて、JR後免駅前広場の整備を行うことにより、商業機能の集積誘導を図り、にぎわいのある市街地環境の再生を目指します。また、居住誘導区域・都市機能誘導区域を設定し、居住と各種都市機能の誘導を図ります。

市営住宅については、老朽化が進んでいる住宅の長寿命化を効率的かつ計画的に行います。また、空き家等の対策については、再生可能住宅の活用促進及び老朽木造住宅除却の促進を行います。

現状と課題

現在の中心市街地の状況は、都市計画道路整備事業や土地区画整理事業、あるいは市道、農道等の整備の遅れから、市街地内部の交通の混雑化、防災上の問題、生活環境の悪化、住宅建設の停滞、商業活動の停滞などを招いています。

そこで平成29年3月に南国中央地区都市再生整備計画を策定し、都市計画道路をはじめ、ものづくりサポートセンターや（仮称）中央地域交流センター、図書館等の整備を進めるとともに、生活サービス施設等を誘導・集約することで都市活力を強化し、公共交通の利用と連携した、新たな人の流れを呼び起こすことのできる魅力ある中心市街地の再生に取り組んでいます。今後は、各整備計画事業の着実な遂行が求められています。

また、市営住宅の長寿命化を図り、市営住宅に対する需要に適切に対応することができるよう、点検の強化及び早期の修繕を行い、ライフサイクルコストの削減を行う必要があります。

人口減少に伴い、今後、全国的に空き家となる住宅が増加することが予想され、本市においても、地域の景観保全、防災、防犯及び周囲への危険の観点から、空き家所有者等による適切な管理が行われるよう取組を推進することが求められています。

主要施策

(1) 中心市街地の整備

- 都市計画道路南国駅前線整備事業と併行して、JR後免駅前広場の整備を行うことにより、駅前広場へのバスの乗り入れなど、交通結節機能を高めるとともに、商業機能の集積誘導等により、人の集まるにぎわいある市街地環境の再生を目指します。

(2) 都市計画道路の整備

- 市街地における都市計画道路高知南国線及び南国駅前線の整備と並行して、国や県、関係機関と連携を図り、面的整備を視野に入れた主要な幹線道路の整備計画の策定に努めます。
- 都市計画道路高知南国線及び南国駅前線について、順次、延伸を図っていきます。

(3) 土地区画整理事業等の推進

- 篠原土地区画整理事業等の推進により、良好な住環境を備えた市街地の整備を進めます。
- 市街化調整区域を含め、近隣市からの災害に備えた事業所等の移転の受け入れや、にぎわいや雇用の創出が期待される事業者の誘致について、検討を進めます。

(4) 住宅耐震改修等の促進

- 住宅耐震診断後の耐震改修、ブロック塀等の転倒対策を促進します。また、住宅耐震相談窓口で住宅耐震に関する市民の相談を受け付けします。

(5) 市営住宅の維持管理と適正な運営

- 市営住宅の長寿命化計画に基づき、効率的かつ計画的な長寿命化改修を行っていきます。
- 入居者に対して、市営住宅使用に際しての条例、規則等の周知を行い、適正な使用を促し、入居者が快適な生活ができるよう努めます。

(6) 空き家等への対応

- 平成30年4月に、高知県より都市計画法の権限移譲を受け、同時に市独自の条例「南国市都市計画法施行条例」を制定しました。この条例により、市街化調整区域における空き家等を第三者の自己用住宅にすることや、賃貸住宅、建売住宅への用途変更を可能にする許可基準を定め、民間による空き家の利活用を図ります。
- 空き家対策の基本方針である空家等対策計画に基づき、空き家対策を進めます。

○市が借上げてリフォーム・転貸を行う空き家活用住宅整備を推進するとともに、民間不動産業者の専門性を活用し、空き家所有者等の自発的な空き家活用（売買・賃貸）を促進します。

○空き家となった老朽木造住宅については、空き家所有者が行う解体除却費への補助制度により除却を促進します。また、空き家所有者等へ助言・指導を行い、適切な空き家管理を促し、市民生活に影響を及ぼす空き家の発生を抑制します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
都市計画道路南国駅前線（第2工区）の整備率	%	74.4	100.0	全延長L=414m
都市計画道路高知南国線の整備率	%	72.9	84.5	全延長L=1,423m
老朽空き家の除却件数	件	3	40	令和3～7年度の 累計

7 環境保全、景観形成と公園・緑地の整備

施策の方針

豊かな自然とより良い環境を次世代へ引き継いでいくため、環境負荷の低減と地球温暖化対策を推進し、自然共生社会、低炭素社会の実現を図ります。

景観が市民の共有財産であることの重要性を認識し、豊かな自然風景と調和した景観づくり、歴史・文化を守り、育み、伝える風情ある景観づくり、都市の活力と自然が共生した魅力ある街並み景観づくりを積極的に推進します。

また、公園・緑地は、環境保全や防災などの存在効果と、心身の健康維持増進や余暇活動などの利用効果をもたらします。公園・緑地の整備により、安全・安心、快適なまちづくりを推進します。

現状と課題

地球温暖化による異常気象、生物多様性の減少や森林荒廃、また、PM2.5やダイオキシン等の大気汚染など、自然環境への負荷の増大が地球規模で問題となっています。日常生活や経済活動は地球上の自然環境の中で営まれており、基盤となる環境を持続的に利用できることが前提となります。このためにも、自然豊かで公害のない自然共生社会、温室効果ガスの発生を抑制した低炭素社会の実現に向けた取り組みを推進する必要があります。経済、社会及び環境を不可分のものとして調和させ、持続可能な世界を実現するための統合的な取組として2015年9月に国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）においても、自然環境が私たちの社会・経済活動の土台として位置づけられます。

このように、環境保全施策は、人々の定住促進や循環型社会の形成につながるものとして、本市のまちづくりにとって一層重要性を増すことが見込まれることから、総合的な指針づくりのもと、身近な自然環境から地球環境までを視野に入れた環境施策や新エネルギー施策等を推進し、内外に誇り得る環境にやさしいまちづくりを進めていく必要があります。

また、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする脱炭素社会の実現については、国及び高知県と連携しながら、2050年カーボンニュートラルを目指す取組を推進していく必要があります。

本市には、多様で豊かな自然環境、歴史景観、農村・漁村景観、都市景観に恵まれ、市民にとってもまちに対する誇りの源泉となっています。今後とも、市民と行政が連携してこれらの景観を大切に育み、後世に引き継いでいくことが重要です。人口減少

と農林業従事者の減少が続く状況のもと、増加することが懸念される空き家の適切な管理の促進と耕作放棄地の解消が景観保全の課題であるとともに、間伐など森林の適切な管理を促進することが市域全体の環境保全にとって重要です。

公園・緑地は、市民のふれあい交流や日常のコミュニティの場として、また、スポーツの場としてのみならず、災害時の避難場所としての活用や、その他のまちづくりとの関連、環境の保全などを考慮しながら、市民の要望に即した整備を今後とも進める必要があります。

主要施策

(1)環境保全対策・保全活動の推進

○中山間の山林と清流、河川・海岸の環境の保全を推進します。また、市民、事業者の環境に対する意識の高揚に努め、市民団体等と連携・協働による環境保全活動を促進します。

(2)地球温暖化防止対策の推進と再生可能エネルギーの導入促進

○2050年度までに市域のCO₂排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を推進するなど、温室効果ガスの排出削減を推進します。また、省エネ等の啓発活動を推進し、市民、事業者の地球温暖化防止活動の促進を図ります。

○再生可能エネルギーを活用しようとする市民への支援制度等について情報提供を行います。

(3)公害防止対策

○大気汚染、騒音、悪臭振動等の監視を行い、公害のないまちを目指します。また、浄化槽の設置を推進し、公共水域の汚濁防止を推進します。

(4)南国中央公園及び街区公園等の整備

○都市計画決定されている南国中央公園については、市民の意向と新しいまちづくりの方向性を総合的に勘案しながら、整備方針を明確にし、計画的に整備を進めていきます。

○土地区画整理事業など、都市計画事業にあわせて、市街地内に身近な街区公園を整備していきます。

(5)公園を活用したふれあい交流活動の充実

○吾岡山文化の森を市民のふれあい交流拠点と位置づけ、施設を活用したイベントの充実に努めるなど、交流の拡充・創出に努めます。

(6)景観づくり活動の普及促進

○花いっぱい運動などの市民の活動を積極的に支援して市内緑化の促進を図るとともに、歴史遺産や海・川・山の多様で豊かな自然環境を生かした市民による主体的な景観づくり活動の普及促進に努めます。

(7)浄化槽設置の普及促進

○下水道事業計画区域及び農業集落排水事業区域以外の市内全域を対象として、住宅用浄化槽の設置費用の一部を補助することによって、浄化槽の普及を促進し、市内における生活排水処理人口の底上げを図ります。

(8)空き家、耕作放棄地対策の促進による景観の保全

○空家等対策計画に基づき空き家対策を進め、管理されない空き家の増加を抑制することによって地域の景観保全を図ります。

○農業の担い手対策、集落営農の組織化及び新規就農者の確保を推進することに

耕作放棄地の発生を抑制するとともに解消を図り、農村景観の保全に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
二酸化炭素排出量	t-CO ₂	(平成25年度) 4,590	(令和12年度) 2,763	市が取り組む温暖化対策。平成25年度比39.8%削減。 ※南国市地球温暖化対策実行計画において定める市域での中期削減目標【平成25年度 681,000t-CO ₂ → 令和12年度 504,000t-CO ₂ 】
住宅用太陽光発電システム設置補助累積発電能力	kw	3,043	4,704	平成27年度からの累計

8 上下水道の整備

施策の方針

上水道については、南海トラフ地震に備えて安定した水の供給ができる施設・管路の整備や、有収率の向上に向けた維持・補修、さらに、未普及地の解消を図るための諸整備を図ります。

下水道事業（公共下水道、農業集落排水事業）については、設備の老朽化に伴う整備を計画的に推進し、適正な維持管理を図るとともに普及率及び加入率の向上に努めます。

現状と課題

上水道については、現在の給水人口は、40,661人で、行政区域内人口に対する水道普及率は86.6%です。南海トラフ地震に対する備えとして、石綿管などの老朽管や幹線管路の耐震化の促進に努めます。また、近年井戸の地下水位の低下などの懸念により、未普及地域からの布設要望が増加しており、普及を図っていく必要があります。

汚水対策については、平成2年以降、順次供用を開始してきましたが、設備の老朽化による更新や南海トラフ地震に備えた施設の整備が必要となっています。また、現在整備を進めている浦戸湾東部流域下水道南国処理区については、整備を行い普及率の向上を図ります。

雨水対策については、98豪雨で被害のあった明見地区の内水排除対策や、土地区画整理事業と併行した篠原地区の整備を行う必要があります。

主要施策

(1) 上水道施設の地震対策の推進

○南海トラフ地震に備えて、上水道施設の耐震化促進に努めます。

(2) 上水道施設の整備の推進

○上水道の未普及地を解消し、普及率の向上を図ります。

○老朽管である石綿セメント管の布設替えや漏水調査による重点路線の布設替えを行い、有収率（有収水量／配水量）の向上を図ります。

(3) 下水道施設の整備の推進

○汚水対策については、施設・設備の更新、南海トラフ地震に備えた施設整備、普及率の向上を目指した事業の推進を計画的に行います。

○雨水対策については、大雨・洪水に備えた排水や、土地区画整理事業等と併行した整備を図ります。

(4) 下水道事業の経営健全化の推進

○市民に損益・資産や現金などの経営状況をわかりやすくするため導入した公営企業会計において、令和2年度に策定した経営戦略に基づく健全な経営を推進します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
下水道整備率	%	75.4	85.0	
雨水対策整備率	%	36.5	70.0	
主要施設（水源地配水池）の耐震化	%	54.5	68.2	
基幹管路の耐震適合割合	%	81.6	85.0	

9 廃棄物処理とリサイクルの推進

施策の方針

市民や事業者とともに4R活動に取り組み、廃棄物の発生の抑制・減量、資源の循環利用を推進し、循環型社会の形成を目指します。

また、市民生活及び事業活動で発生する、し尿及び浄化槽汚泥の安定的な処理を行うため、施設整備に努めます。

現状と課題

本市のごみ収集は、昭和54年からの金属ごみ分別収集開始以来、水銀を含むごみ、びん類、紙類・衣類、ペットボトル、容器包装プラスチックと、分別収集項目を増やして廃棄物の資源化を推進してきました。また、生ごみ処理器具購入補助金や、レジ袋削減運動など、ごみの発生抑制を推進しております。家庭系可燃ごみ及び事業系可燃ごみ（飲食店、コンビニエンスストア等）の処理量は直近5年間（平成27年度から令和元年度）は共にほぼ横ばい傾向となっています。今後もより一層の廃棄物の資源化及び発生抑制を進めていく必要があります。

また、依然として不法投棄や野焼きなど、廃棄物の不適正処理が行われる事例があり、廃棄物処理法の周知やパトロール体制の充実が必要となっています。

現在のし尿処理施設である南国市環境センターは、平成8年の運転開始当初から処理能力を超える投入が続いています。加えて、老朽化が進み維持修繕費が増加傾向にあります。今後は、施設の延命化に向けた対策に重点をおくとともに、施設の更新についても検討していく必要があります。

主要施策

(1)ごみの分別収集の徹底と排出抑制の推進

- ごみの分別について、今後とも市民への周知と啓発に努め、廃棄物の資源化を推進します。
- 家庭ごみ・事業所ごみとも、排出抑制を図ります。

(2)廃棄物の適正処理の推進

- 市民への周知により、野焼きや不法投棄の禁止についての啓発を図るとともに、保健所や警察署等と連携し、監視パトロールによる事前防止に努めます。

(3)し尿処理施設の整備

- 現在、南国市環境センターでは、し尿乾燥汚泥を焼却処分していますが、汚泥の再生資源化へ向けての施設の更新について、広域的対応を含めて検討します。

(4)可燃ごみ処理施設の活用促進

- 本市、香南市及び香美市で構成する香南清掃組合では従来の可燃ごみ処理施設にかわる新施設を建設し、平成 29 年 4 月に、まほろばクリーンセンターとして本格稼働を開始しました。同センターでは、環境エネルギー教育の起点として、ごみ焼却時の廃熱による発電や足湯への利用といったエネルギーの有効活用の取組が行われており、更なる情報発信に努めていきます。
- 可燃ごみ処理施設の運転については、周辺的环境保全に十分配慮して行っていくます。

(5)一般廃棄物最終処分場の適切な管理

- 一般家庭の雑ごみを埋立処分する一般廃棄物最終処分場の適正な管理に努めます。また、平成 27 年 11 月からはごみステーションに出せない粗大ごみを受け入れしています。

(6)災害廃棄物処理計画

- 地震や風水害等で大量に発生することが想定される災害廃棄物については、県外処理を想定し民間企業と締結した協定を活用するとともに、平成 29 年 3 月に策定した災害廃棄物処理計画に基づく適正かつ迅速な処理を目指し、取組を推進します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
家庭系可燃ごみの処理量	t	7,265	7,087	直近5年間の減少率を維持する
事業系可燃ごみの処理量	t	3,993	3,993	増加傾向を止める

10 計画的な土地利用

施策の方針

本計画及び高知広域都市計画区域マスタープランに則した「南国市都市計画マスタープラン」により、調和のとれた土地利用の推進を図ります。

土地の有効活用・保全を図るとともに、公共事業の計画的な推進と土地に関わるトラブルの未然防止に役立ち、また、災害発生時に迅速な復旧・復興が円滑に実施できるよう、土地の実態を正確に把握する地籍調査事業を推進します。

現状と課題

現在、本市においては、国営ほ場整備事業計画が進められており、一方で、津波避難対策として、市街化調整区域内への企業移転や住宅地開発の要望が高まっています。優良農地確保の観点からも調和のとれた土地利用についての検討が必要です。

地籍調査事業については、進捗率は、約 22.9%（令和元年度末）です。調査完了までには今後 28 年ほどかかる見込みであり、調査のスピードアップを図っていく必要があります。特に、南海トラフ地震の発生予測を踏まえ、被災前の防災・減災対策として、地籍調査の一層の推進を図ることが重要課題となっています。また、本市の中山間地域においても過疎と高齢化が進み、地籍調査事業の実施が急がれます。

このような動向を踏まえ、南国市都市計画マスタープランの評価・検証を適宜に実施し、市民等の意見を聞きながら必要な見直しを行っていくことが重要です。

主要施策

(1)適正・有効な土地利用の推進

- 都市計画法や南国市都市計画法施行条例、南国市土地開発適正化条例により、適正な土地利用の指導・規制・監視に努めます。
- 都市計画道路の開通等に伴う用途地域の変更や、現状に応じた都市施設の見直し等を行い、より有効な土地利用の推進を図ります。
- 都市計画法の権限移譲を機に、市街化調整区域における集落拠点周辺エリアでは、既存集落を維持するため集落内の宅地・雑種地に住宅の建築を可能とする許可基準等を定め、また、インターチェンジ周辺エリアや、高知大学医学部周辺エリアにおいては、各エリアの特性を活かした許可基準を運用することで、都市計画法における区域区分制度のもと、農地の保全等に配慮しながら、有効かつ調和のとれた土地利用の推進を図ります。

(2)地籍調査事業の推進

- 南海トラフ地震による津波浸水想定地域である沿岸地域については、地震発生予測を踏まえ、防災・減災対策として、地籍調査事業の一層の推進を図ります。また、中山間地域においても、地権者や地元精通者の高齢化や地権者の世代交代などによって、円滑な境界確認が年々困難となりつつあり、早期の調査実施に努めます。

(3)市街化調整区域における地区計画の策定

- 自然環境や農地との調和を図りながら、産業振興や雇用の場を創出するため、公共施設の整備誘導を図る「市街化調整区域における地区計画」を策定します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
地籍調査事業の進捗率	%	22.9	40.2	

基本目標2 健康・福祉のまち

1 地域福祉の充実

施策の方針

児童や障害のある人、高齢者等、日常生活に何らかの支援を要する人たちを取り巻く様々な課題に対して、地域の実情に応じて地域で支え合う「共助の社会」の再構築を目指し、地域住民が主体となって相互に助け合い、支え合うことのできる地域づくりを進めます。そして、だれもが住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

現状と課題

少子高齢化や人口減少、価値観の多様化などにより、地域住民が抱えるニーズや課題は多様化するとともに増大しています。また、担い手が減少するだけでなく、コミュニティ機能の低下により、地域の連帯感や活力による助け合いも難しくなっています。

本市では、平成23年度に、地域における「つながり」や「支え合い」の再構築に向け、「南国市地域福祉計画」を策定し、地域福祉活動の中核的な役割を担う南国市社会福祉協議会のほか、民生児童委員、町内会、自主防災組織、ボランティア活動等と連携し、地域に密着した幅広い地域福祉活動を行ってきました。平成28年度には、より実践的な活動へとつなげるため、南国市社会福祉協議会策定の計画と一体的に「第2次南国市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

今後、地域における様々な生活課題に対応していくためには、地域の特性を生かしながら、地域住民が主体となって相互に支え合うことのできる地域づくりを進める必要があります。そして、互いに人格と個性を尊重しながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して地域福祉を推進する体制づくりが必要です。

主要施策

(1) 民生児童委員の活動支援

○地域福祉の担い手である民生児童委員の力が十分に発揮できるよう、民生児童委員協議会との連携を図り、活動しやすい環境づくりに努めます。

(2) 南国市社会福祉協議会との連携

○地域での孤立化を防ぎ、地域の生活課題を早期発見するための地域でのサポート体制づくりや、住民同士の交流の場づくりなど、南国市社会福祉協議会と連携して地域福祉活動を推進します。

(3) 災害時の支援体制の構築

○災害時要配慮者台帳システムの運用により、要配慮者について、支援機関との情報共有を進め、日頃からの地域の見守りのネットワークづくりに生かすとともに、災害時の支援体制の構築を推進します。

(4) 住民の健康づくり・生きがいつくりの推進

○住み慣れた地域で、だれもがいつまでも安心して生活するために必要な健康づくり・生きがいつくりを推進し、住民一人ひとりの元気を涵養するとともに、仲間づくりや世代間交流を促進することによって、地域力の向上を目指します。また、地域の生活課題に対応した新たな支え合いの仕組みづくりと、支え合い活動を推進することを目的として、居場所や相談場所、就労等の機能を持つ拠点を整備し、曜日別にサービスを提供するあったかふれあいセンター運営事業を推進します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
「避難行動要支援者名簿」掲載者に占める情報共有同意者の割合	%	49.8	60.0	南国市地域防災計画における避難支援関係者での情報共有に同意した者の割合

2 子育て支援の充実

施策の方針

子育て支援を量と質の両面から充実させるために、家庭を中心に、保育所、幼稚園、学校、地域、企業、自治体など、すべての人が子育て支援に対する関心や理解を深め、それぞれの責任と役割を果たすことにより、すべての子どもの健やかな成長と、家庭を築き子どもを産み育てたいと願う人々の希望が満たされる社会の実現を目指します。

現状と課題

少子化傾向が続くなか、子ども自身に与える影響や将来の社会経済に及ぼす影響は、一層深刻化しています。また、核家族化などにより子育ての孤立化が進むなか、将来を担う子どもを育成することは、社会全体の責任であり、児童福祉の推進を図ることは、今後ますます重要となっています。

本市では、乳幼児医療費の助成や児童手当の支給など、子育てに関わる経済的負担の軽減や、家庭や子どもに関する相談業務、児童虐待等の問題を抱える家庭への支援など、各種の子育て支援施策を推進してきました。

今後は、子どもの視点が大切にされ、子どもの利益が最大限に尊重されるとともに、子育てしながら安心して仕事ができるよう、保育サービスの充実や子どもの居場所づくりを図り、家庭における子育てを基本としつつ、地域全体で子どもの成長と子育て家庭の成熟を温かく見守り、積極的に支えていくことが重要となっています。

主要施策

(1) 子育て支援サービスの充実と子どもの居場所づくりの推進

○低年齢児保育をはじめ、保育サービスの充実を図るとともに、放課後児童対策、ファミリーサポートセンター事業など、子どもの居場所づくりに努めます。

(2) 地域における子育て支援の充実

○地域における子育て支援体制の充実を図るため、民生児童委員をはじめ、地域の人々や組織との連携の強化に努めます。

(3) 子育てに関する経済的支援の充実

○保育料軽減や副食費の無償化など、子育て世帯への直接的な経済的支援を引き続き実施していきます。

○子育て世代が経済的に安心して子どもを育てることができるよう、児童への医療費助成などを引き続き実施していきます。

(4) 児童家庭相談・支援体制の充実

○すべての子どもの心身ともに健やかな成長を目指し、子どもの権利擁護を推進します。令和3年度に新たに設置する「子ども家庭総合支援拠点」を中心として、福祉、保健・医療、教育等各分野の連携し、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とした総合的な相談・支援に取り組みます。

(5) 若い世代の結婚等の希望をかなえる支援の推進

○若者の結婚への希望をかなえるため、高知県及び周辺市町村と連携して、独身男女の出会いの場づくりや、結婚支援を行うとともに、結婚・妊娠・出産に関する必要な経済的支援の実施・検討に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
放課後児童クラブ数	受入枠	539	580	
放課後子ども教室実施数	箇所	3	4	小学校13校中
ファミリーサポートセンター登録会員数	人	80	140	

3 高齢者支援の充実

施策の方針

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、安心して暮らせるように、健康づくりや社会参加活動の取り組みを促進するとともに、高齢者福祉・介護保険サービスの充実、日常の見守り体制や災害時の支援体制など、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりを推進します。

現状と課題

総人口が減少する中で、65歳以上の高齢者数はピークを迎えた後、減少する見込みですが、後期高齢者の割合は増加し、団塊の世代が後期高齢者になる2025年以降は、医療・介護の需要がさらに高くなることを見込まれています。

本市の平成27年までの5年間における世帯構成の推移をみると、一般世帯数が19,332世帯から19,431世帯と99世帯の微増であるのに対し、65歳以上の高齢者を含む世帯数は7,954世帯から740世帯増加しています。このうち高齢独居世帯は471世帯増加し2,534世帯、高齢夫婦世帯は297世帯増加し2,056世帯となっています。

介護保険の要支援・要介護認定率や第1号被保険者1人あたり調整給付月額是全国及び高知県内平均を下回っていますが、今後も、高齢化は確実に進行し、高齢者世帯の増加に伴い、介護や支援を必要とする高齢者の増加、ひとり暮らし高齢者の増加等が予想され、高齢者を支える地域づくりを進めることが課題となっています。

また、高齢化の進行に伴い増加する認知症は大きな社会問題となっており、認知症の予防と早期の対応、認知症に関する正しい知識の啓発普及が重要となっています。

主要施策

(1)高齢者の自主的な活動支援

- 「いきいきサークル」や「老人クラブ」など、高齢者が地域で行う自主的な活動を支援し、参加を促進します。
- 高齢者の閉じこもり防止のため、地域で歩いて行ける範囲に集う場所をつくるなど、高齢者の居場所づくりを推進します。

(2)高齢者の社会参加の推進

- 高齢者の社会参加を支援し、活力ある生活を送っていただくために、働く意欲のある高齢者の受け皿として、南国市シルバー人材センターの活動を支援します。

(3)多様なサービスの提供

- 介護が必要な高齢者に多様なサービスを提供するため、地域密着型サービスを充実します。
- 高齢者の生活ニーズに応じた多様なサービスを提供するとともに、地域ケア会議を通じて利用者に適切なサービスが提供できているかを検証するなど、介護給付の適正化を図ります。

(4)介護予防の推進

- 地域の高齢者が自分らしく生活できる環境をつくるため、介護が必要な状態になる前からの予防と健康意識の向上を推進します。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施やフレイル健診など、保健衛生部門との連携による健康づくり、介護予防を推進します。

(5)認知症施策の充実

- 認知症への早期対応、重度化の防止に努めるとともに、認知症の高齢者とその家族を支援する体制づくりを進め、地域で認知症の高齢者を支える仕組みづくりを推進します。

(6)医療と介護の連携

- 医療と介護、双方を必要とする高齢者でも、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、医療機関と介護関係者との連携を推進します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
いきいきサークル数	サークル	40	40	サークル数維持
要支援・要介護認定者数	人	2,501	2,624 以下	H29 時点の推計値 を下回る

4 障害のある人への支援の充実

施策の方針

障害者基本法に基づく国の障害者基本計画との整合性を図りながら、障害のある人の社会のあらゆる分野への「完全参加と平等」の実現に向けて、南国市障害者基本計画及び南国市障害福祉計画を策定し、障害のある人もない人もともに支え合い、安心していきいきと暮らせる「共生社会」の実現を掲げ取り組んでいます。

また、障害者虐待防止への啓発活動を行うとともに、精神障害者については、社会全体で精神障害者への理解が深まるよう広報・周知を行います。

現状と課題

近年、障害のある人を取り巻く状況は著しく変化し、障害のある人の高齢化や障害の重度化・重複化、介護者の高齢化が進んでおり、障害のある人に対する施策の一層の充実が求められています。

また、障害者総合支援法施行後、自立支援給付費等のサービスの総量は伸びており、障害福祉サービスを受けるにあたって必須となっているサービス等利用計画を作成する事業所・相談支援専門員が不足していたため、令和2年8月から障害児の一般相談を市内事業所に委託し、一般相談の体制の充実に努めています。

今後とも、障害のある人が地域の中で自立し、安心して暮らせる社会づくりに向け、行政や障害者関連事業者のみならず、南国市障害者自立支援協議会との連携のもと、地域ぐるみで障害のある人に対する施策を進めていく必要があります。

主要施策

(1)障害福祉サービスの充実

○既存の事業所をはじめ、新規事業所の開設を働きかけ、社会資源の増加を図ります。特に、相談支援事業所・相談支援専門員については、現状でも不足していることから早急に増やす必要があります。

(2)自立支援協議会の充実

○自立支援協議会について、相談支援部会をはじめとする各部会を開催し、地域課題の解決を目指します。また、他の機関や組織との連携を行うことにより、各組織が相互に補完し合い、切れ目のない支援を目指します。

(3)障害者虐待の防止

○障害者虐待防止センターの周知を、市広報紙や市ホームページを通じて行います。虐待事例で切り離しが必要な場合は、速やかに措置を行います。

(4)災害時の福祉避難所の整備

○大規模な災害が発生した場合は、高齢者や障害のある人など、一般的な避難所での生活に支障がある人を対象に、必要に応じて福祉避難所*を開設します。また、既存の社会福祉施設等の事業者との福祉避難所の設置・運営に関する協定を推進するとともに、市の施設の機能整備を進めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
福祉避難所協定施設数	施設	20	22	

5 社会保障の充実

施策の方針

すべての市民が健康で文化的な暮らしを営み、不安のない生活を送ることができるよう、国民健康保険など社会保障制度の適切な運用と市民の正しい理解の浸透に努めます。また、「第2のセーフティネット」として生活困窮者への支援を推進し、生活保護に至る前のサポート体制の充実を図ります。

現状と課題

医療の高度化や高齢化の進行に伴う医療費の増加により、国民健康保険は厳しい財政運営が続いています。特定健康診査・特定保健指導を実施し、生活習慣病の発症や重症化の予防に取り組んでいますが、さらに受診率の向上に取り組む必要があります。また、健診結果やレセプトデータを活用し、効果的かつ効率的な保健事業を実施することで市民の健康づくりと医療費の適正化を図ることが求められています。

平成30年度の国民健康保険制度改革により、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うこととなりました。市は、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行い、県と連携して今後も安定した国保運営を行っていきます。

生活保護法制度における被保護世帯数及び人員は、社会情勢や経済情勢などの社会変動に応じて推移する傾向があります。近年の景気回復は低所得者層には反映されておらず、保護率は平成17年のピークからほぼ横ばいの状態にあります。今後とも各制度についての正しい理解の浸透に努め、適切な運用を図るとともに、生活困窮者に対し、南国市社会福祉協議会との連携のもと、自立に向けたきめ細やかな支援を行っていく必要があります。

主要施策

(1) 国民健康保険の健全運営と医療費の適正化

- きめ細やかな納税相談等により国民健康保険財政と事業の健全な運営に努めます。
- レセプト点検体制の充実のもと、重複多受診者への訪問指導体制の強化を図るほか、ジェネリック医薬品の使用促進やデータヘルス計画に基づく医療費適正化事業、保健事業の実施を図ります。

(2) 生活困窮世帯への支援

- 生活困窮者が社会で孤立せず、尊厳を持って自立した生活が送れるよう、相談体制を強化するとともに、自立支援を行います。
- 民生児童委員をはじめとする地域の支援者が支援を行えるよう、南国市社会福祉協議会と連携して研修や見守りネットワークの構築に努めます。
- 生活困窮世帯の児童・生徒に対して、子どもが自ら困難を解決できる力を身につけ貧困の連鎖を防ぐことを目的に、学校等と連携を図り、学習・生活支援を行います。
- 被生活保護世帯に対しては、その世帯の状況に応じた援助方針に基づき、きめ細やかな指導・援助を行います。

(3) 成年後見人制度の周知

- 判断能力が十分でない人に対し、法的に保護支援するための成年後見制度の周知に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
特定健診受診率	%	37.8	60.0	
生活困窮者支援世帯数	世帯	32	30	法に基づく支援プラン作成件数 ※現状維持

6 健康・保健活動の充実

施策の方針

健康寿命の延伸を目標に、赤ちゃんから高齢者まで、すべての市民が健康でいきいきと暮らせるよう、健康診査や疾病予防などの各種保健事業の充実に努めます。

また、市民が心身ともに健康であるために、「自分の健康は自分でつくる」という意識の醸成と、地域住民による地域ぐるみでの自主的な健康づくり活動の充実を図るための支援を行います。

さらに、母子保健事業では、次世代を担う子どもたちの健やかな成長のために、妊娠期から出産・育児期において、子どもたちだけでなく、子どもを育む基盤となる家庭や保護者への切れ目のない支援を行います。

現状と課題

市民の健康増進のために健康診査、各種予防接種等を実施していますが、いずれもその受診率や接種率の向上が課題となっています。

そのために様々な媒体を使い、広報に努め、受診勧奨を行うとともに、受診しやすい日程の設定、受診者の利便性を図るなど、様々な工夫を行っています。

また、「南国市健康増進計画」に基づき、健康づくりに関する啓発活動を様々な機会を捉えて実施していますが、地域で健康づくりを推進する市民組織やボランティア活動に参加する市民の固定化、若い世代への交代が進まないこと、地域全体への活動の広がりが見られないことなどが課題となっています。

母子保健事業については、ライフスタイルの変化によって、家族の支援が受けられない場合や、経済的困窮や育児困難、育児不安などを抱える家庭、育てにくさを感じている親が増加しており、これらの家庭に対する支援が必要となっています。また、乳幼児健診の受診率は93%~95%になりましたが、この受診率を維持することと、受診後の発達が気になる乳幼児への支援体制をより充実できるよう努める必要があります。

主要施策

(1)健康づくりの推進

- 市民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識のもと、生活習慣改善に取り組めるよう、健康づくりに対する意識の醸成を図ります。
- 健康イベント開催などにより、健康づくりの普及・啓発活動を展開するとともに、特定健診やがん検診、歯科健診等の定期的な受診の勧奨を行い、健康寿命の延伸を図ります。
- すべての市民が食に対する正しい知識と望ましい食生活を身につけ、心身の健康増進が図れるよう、食育活動を推進します。

(2)感染症予防の推進

- 結核や感染症、食中毒等の予防事業の推進に努めるとともに、日常的な感染症防止の正しい知識の普及を図ります。

(3)精神保健の推進

- 精神疾患への理解を進めるための啓発を行うとともに、精神障害者やその家族に対し、地域で生活するための適切な支援が得られるよう、関係機関との連携強化を図ります。
また、うつ病や自殺対策として、相談体制の整備や若年層への啓発活動を推進します。

(4)母子保健の充実

- 保健師による面接相談、家庭訪問などによる支援、助産師や母子保健推進員による家庭訪問や子育て情報の提供などにより、妊娠・出産・育児に対する不安軽減を図ります。
- 子どもの成育段階に応じて実施している乳幼児健診の意義や必要性を啓発するとともに、未受診家庭へ積極的な受診勧奨を行います。
- 子どもの予防接種を正しく受けてもらえるように、保護者に対し、きめ細かな指導や相談を行い、接種率向上を目指します。
- 養育困難や育児混乱を起こしている家庭に対して、専門職による相談支援体制の強化を図ります。また、発達障害に対する支援体制の強化を図ります。
- 妊娠・出産・子育てに関し、継続的な相談支援ができるよう、体制を強化します。また、家庭の状況に応じた児童家庭相談を行うとともに、保育所や小・中学校等を定期的に巡回訪問するなど、相談体制の充実を図ります。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
乳幼児健診受診率（3歳4か月児）	%	93.0	95.0	健診対象者と参加者の割合
大腸がん検診の受診率 (市、医療機関または職場のいずれかで)	%	44.6	50.0	
胃がん検診の受診率 (市、医療機関または職場のいずれかで)	%	46.7	50.0	

7 地域医療体制の充実

施策の方針

医師会や歯科医師会と協力して市民が安心して医療が受けられる体制の充実を図ります。また、3人に1人は高齢者という社会に備え、保健、医療、介護、福祉が連携して在宅でも安心して医療、介護が受けられる地域包括ケアシステムの構築に努めます。

現状と課題

病院や医師の不足が叫ばれるなか、市内には比較的多くの医療機関があり、通常の医療体制は恵まれた状態ですが、ほぼ市の中央部に集中しています。また、分娩を取り扱う医療機関は、現在、市内にJA高知病院と高知大学医学部附属病院のみであり、市外の医療機関で出産することも多くなっています。分娩可能な医療機関は近隣市でも年々減少しており、その確保が課題となっています。

休日医療の確保や、生活習慣病及び重症化予防対策としての健康診査の受診率向上のため、また、定期的な歯科健診の実施など、医師会や歯科医師会をはじめとする関係機関との連携の重要性が高まっています。

医師会主催の地域連携に関する勉強会などに積極的に参加し、医療・介護・福祉などの関係機関との連携を深め、それぞれの分野での協力体制の充実に努めることで、急性期にはスムーズに入院でき、回復後は安心して自宅に帰って療養できるようなシステムの構築に向け、さらに取り組む必要があります。

主要施策

(1) 地域医療体制の整備

- 医師会や歯科医師会と連携しながら、市民が医療を受診しやすい体制づくりを進めるとともに、訪問診療や訪問看護などの在宅医療サービスの提供・充実を図ります。
- 住み慣れた地域で安心して暮らせるように、医療・介護・福祉の連携を推進します。

(2) 休日夜間医療の確保

- 医師会と協力して、休日医療の確保に努めるとともに、夜間の医療の確保については、近隣市との連携や市内公的病院への支援により、市民の急病時の円滑な受入体制の整備に努めます。
- 市民に対し、一般診療と救急診療の違いや救急医療の現状について理解を求め、適切な受診を促すための啓発を行います。

(3) 災害時の医療救護体制の整備充実

- 南海トラフ地震などの災害時に備え、県福祉保健所や医師会と連携して、災害時における医療救護体制の充実を図ります。

基本目標3 産業・交流のまち

1 農林水産業の振興

施策の方針

農林水産業の持つ多面的な機能の保全・活用に向け、生産者、関係団体、行政が一体となって、情勢の変化を的確に踏まえて、多様な農林水産業の振興施策を推進します。

特に、本市の基幹産業である農業については、農業経営の安定化を図る取り組みを進めます。

現状と課題

<農業>

就農者の高齢化や後継者不足に対する担い手対策は、農業振興における最重要課題です。各種補助金や直接支払制度、人・農地プランの実質化、集落営農の組織化等に取り組めます。併せて、基盤整備を進めることで、農作物の産地化（ブランド化）や規模拡大を進め、効率化を図ることにより、農業所得の向上につなげることが持続可能な地域農業として求められます。

<林業>

間伐等施業の集約化や効率的な作業道の整備、高性能林業機械の導入により、木材搬出の低コスト化を図り、利用間伐による木材供給量の確保、収益性の向上を図り、効率的な森林経営を行い、適正な森林整備をしていくことが課題です。このことが、土砂災害の防止や水源の涵養等、森林の公益的機能の向上につながります。

<水産業>

機船船びき網漁業で漁獲されたシラス（イワシ）は、大部分がシラス干しに加工されます。しかし、本市には産地市場が開設されておらず、地域内のみでの取引であることや、漁業者数に対して加工業者が非常に少ないため、需要と供給のバランスが崩れやすい状況です。加えて、漁業者自らが水揚げしたシラスを陸送して加工場へ搬入するなど、鮮度保持の面で課題となっています。

主要施策

(1) 担い手対策の推進と集落営農の組織化、新規就農者の確保

- 農業従事者の高齢化等に伴う担い手不足解消のために、人・農地プランの実質化、認定農業者制度等の周知、農業所得の安定・向上による担い手対策に取り組みます。
- ほ場整備事業や農地中間管理機構の活用を視野に入れた集落営農の組織化を推進します。
- 農家の後継者不足は、本市においても深刻な問題です。U・I・Jターンを含め、新規就農者の確保に努めます。南国市担い手支援協議会を中心として、農業者のもとでの実践的な研修への支援や新規就農者サポートハウスの整備を進め、新規就農者の定着を促進します。

(2) 農業生産基盤の整備

- 令和2年11月に事業着工した国営ほ場整備事業について、市内15団地で10年間の計画により事業を進め、農業生産基盤の整備とともに担い手や集落営農組織等への農地の集積、高収益作物への転換などにより、地域で暮らし稼げる農業の実現を目指します。

(3) 施設園芸の振興と次世代型農業の推進

- 環境制御技術の導入による生産性の向上と農業所得の向上、新規就農者への支援等に取り組みます。
- 次世代型農業の導入やスマート農業のシステムによって農業技術のデータを見える化し、農業技術の継承、農産物の多収量化、高品質化を目指し、農家所得の向上とまとまりのある産地づくりを目指します。

(4) 直販所の機能強化と地産地消の推進

- 農家の所得向上、農地の維持、安全安心な生鮮野菜の供給基地としての役割を果たしているJA直販所の機能向上を支援します。
- 地産地消を推進し、生産者と消費者をつなぐ農家レストランの継続・充実に向けて支援していきます。

(5) 耕畜連携の強化

- 耕種農家に畜産農家から堆肥を農業用肥料として導入し、耕種農家は生産したWCS（飼料用稲）を畜産農家に提供するなど、耕種農家と畜産農家との連携をさらに強化して循環型農業の構築に取り組みます。

(6) 適正な森林整備の推進

- 森林環境譲与税を活用した森林所有者への意向調査、境界の明確化等により、

新たな森林管理制度に基づいた適正な森林整備に向けて取り組みます。また、間伐材搬出に必要な作業道の整備を進めるとともに高性能林業機械を導入することで、効率的な施業による森林整備を推進し、森林の公益的機能の向上につなげていきます。

(7)漁業の振興

○シラス機船船びき網漁業とシラス加工業の振興、また、持続的な発展のために、高知新港への集約化及び産地市場の開設を推進し、シラスの付加価値の向上に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
認定農業者	経営体	221	250	
集落営農組織	組織	5	8	
国営ほ場整備事業計画面積	ha	526	526	
森林間伐（搬出・保育）面積	ha	70	350	令和3～7年度の 累計

2 企業立地及び経営の支援

施策の方針

企業誘致活動とともに、民間開発を誘導し、現在県との共同により進めている産業団地の開発を推進するとともに、新たな産業団地開発に向けて取り組みます。

また、製造業において、経営体質や営業力の強化などによる競争力強化を支援し、県外からの受注を拡大していきます。

現状と課題

本市の産業別総生産額において長年1位として貢献していた製造業は、平成19年をピークに総生産額が下がっており、平成21年にはサービス業が1位となっています。

本市は、以前から農業が盛んな地域であり、農業とそれに関連する製造業を中心に発展してきました。しかし、農産物の輸入自由化や後継者不足などによる農業の低迷とともに製造業も落ち込み、本市全体の経済活動に影響が及んできています。

近年は、国全体の景気回復とともに、徐々に規模拡大や、特に南海トラフ地震による津波浸水区域から、安全な場所への移転が計画されるなど、事業所の移転の動きが活発化していますが、移転先としての産業団地はほぼ空きのない状況です。現在、南国日章産業団地の分譲に向けて事業の進捗を図っているところですが、新たな需要に対応していくとともに、幅広い業種に対応した企業誘致の取組を推進していく必要があります。

また、本市の大部分の製造業は、県外企業から受注している状況にあり、競争の激化による受注安、原材料の高騰など、厳しい状況は続いています。全国的な景気の中で、製造業者の経営力向上が重要となっています。

主要施策

(1) 新たな工業団地の開発と民間開発への対応

- 県との共同による新たな産業団地の開発に取り組みます。
- 市街化調整区域のインターチェンジ周辺エリアでは製造業・運輸業・卸売業のための開発行為が可能となる許可基準を定め、高知大学医学部周辺エリアでは、医学部の学生や医学部部附属病院の職員のための共同住宅・宿泊施設・延床3,000㎡以内の小売業・飲食業に該当する店舗のための開発行為等が可能となる許可基準を定めることで、都市計画法における区域区分制度のもと、長期的・有効的な土地利用を勘案しながら民間開発を支援していきます。

(2) 企業誘致等の推進

- 本市への企業立地を促進させるため、情報収集や企業訪問活動を行います。また、立地した企業への支援に努めるとともに、既存企業に対して規模拡大等への支援に努めます。
- 求職者のニーズに応えられる雇用の場を確保するため、コールセンターやバックオフィス、コンテンツ産業といった事務系職種のほか、製造業、運輸業、卸売業など、幅広い分野の企業の立地促進に努めます。
- テレワークの普及など、新型コロナウイルス感染症の影響により急速に進んだ企業の就労環境の変化に伴い、シェアオフィスなどの企業需要の動向が注目されます。状況変化を的確にとらえ、市内雇用の創出を目指す取組を検討していきます。

(3) 企業の経営支援の推進と起業支援の推進

- 関係機関との連携のもと、企業に対し、経営環境の変化に対応した事業展開ができるよう支援します。
- 市内で新しく事業を起こそうとする起業家に対し、指導援助を行い、新規企業の創出に努めます。

(4) 製造業者の受注拡大の推進

- 製造業者の受注拡大に向け、関係団体や近隣自治体と連携して取り組みを進めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
新たに誘致・操業した企業数 (既存企業の規模拡大を含む)	社	0	10	令和3～7年度の 累計 ※企業誘致・創業支 援による新規企 業立地件数
新たに雇用された人数	人	0	400	令和3～7年度の 累計 ※企業誘致・創業支 援による新規雇用 者数
新たな業種・職種の誘致・創業した企業数	社	1	10	令和3～7年度の 累計 ※新業種創出等事 業により支援し た企業数

3 商業の振興

施策の方針

小規模事業者の取り組みを支援するため、南国市商工会を中心とした支援体制を整備するとともに、起業者を養成し、創業・既存事業の業態変換を支援します。また、地域農産物の付加価値を高めるため、特産品づくりを推進し、販路拡大もあわせて支援します。

さらに、中心市街地における産業（小売・卸・飲食など）の強化を目指し、創業の誘導による活性化に努めます。

現状と課題

本市の小売業については、1店舗当たりの従業員数は増加するなど、小売業の大型店舗化が進行しています。しかし、全体の小売業の店舗数・従業員数は激減しています。特に、個人消費が低迷しており、小規模事業所は、事業を継続することさえ厳しい状況となっています。

また、中心市街地は、病院や公的施設などが集中しているにもかかわらず、人口減少と高齢化が進行し、商店街は、店舗数・従業員の減少に伴って、歩行者も減少しています。一方で、周辺部では、大型量販店やコンビニエンスストアなどを中心に、小売・飲食が店舗数・従業員数とも増加しており、市全体で見ると産業の拡大傾向が見られます。

今後、都市計画道路やものづくりサポートセンターの整備により、人の流れが大きく変わってくることが想定され、県内外からの来場者を中心市街地に誘導することにより、新しい「ひと」の流れをつくり、中心市街地の賑わいを創出していく必要があります。

主要施策

(1) 中心市街地及び商店街の活性化の推進

- 中心市街地の活性化と地域のにぎわいの創出を図るため、指定区域内において、創業を支援します。
- 商店街等の活性化を推進するために、各種支援事業に取り組みます。
- 空き店舗を活用した創業・起業・事業所移転を支援し、中心市街地及び商店街の活性化を図ります。
- チャレンジショップ事業による創業・起業の支援を図ります。
- 新たな観光、地域振興の拠点施設であるものづくりサポートセンターを活かし、地元企業や学校との連携により、ものづくり人材の育成に努めます。また、中心市街地振興計画の取組を推進することで、施設活用の効果を地域に波及させます。

(2) 新商品開発・販路拡大の推進

- 本市の地域資源を活用して特産品の開発を行うとともに、販路拡大などの各種の活動を支援します。

(3) 伝統産業継承の推進

- 本市の伝統的工芸品及び伝統的特産品産業を後世に伝えていくため、伝統的工芸品等産業の後継者の確保及び育成を支援します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
中心市街地の歩行者数	人	69	160	
空き店舗活用数	件	5	12	

4 観光の振興

施策の方針

本市の魅力ある「歴史」と「食」などの地域資源のさらなる質の向上を図り、地域資源を生かしたイベントと連動した観光を推進します。また、観光協会、商工会等関係機関、団体等と連携し、新たな観光、地域振興の拠点となるものづくりサポートセンターを核とした観光誘客を図るとともに、来場者の周遊を促すことで周辺観光関連事業者等への波及を図ります。

現状と課題

本市には、紀貫之や長宗我部元親に関連する遺産をはじめ、多くの歴史的・文化的遺産や「食」を中心とする地域ならではの資源があります。これら多くの観光資源や特産品について、その魅力をさらに高める取組を推進するとともに、全国へ向けての情報発信など効果的な観光PRを行うことにより観光振興を推進する必要があります。

また、多様化する観光ニーズに対応できる魅力的な観光商品の提示など高知県や周辺市町村も含めた広域的な連携の強化が必要です。

主要施策

(1) 観光推進体制の整備と地域特産品の開発

- 本市観光の振興を図るため、南国市観光協会の体制強化を支援するとともに、連携した取組を推進します。
- 数多くある歴史遺産や食に係る地域資源など、本市の観光資源のさらなるブラッシュアップを図ります。また、地域資源を活用した観光資源の開発、新商品開発に伴うプロモーション活動を支援します。

(2) 新たな観光拠点を活かした観光振興

- 新たな観光、地域振興の拠点施設であるものづくりサポートセンターを活かした観光振興を図るとともに、来場者の周遊を促すことで周辺観光関連事業者等への波及を図ります。
- ホームページやパンフレットなどの多言語化を推進し、外国人観光客の受け入れにも努めます。

(3) 広域観光の推進

- 広域観光事業に取り組む物部川DMO協議会と連携して物部川エリアにおける広域観光の振興と本市及び本市の観光施設の認知度向上を図り、県内外からの「ひと」の流れをつくります。

(4) 参加型・体験型観光の推進

- 各種の観光イベントを開催し、交流人口の増加を図るとともに、参加しながら、市内をめぐる参加型観光を推進し、入込客の増加を図ります。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
観光入込客数	人	500,110	550,000	主要4施設（西島園芸団地、道の駅南国、県立歴史民俗資料館、ものづくりサポートセンター）合計（1～12月） ※令和1年度の4施設（西島園芸団地、道の駅南国、県立歴史民俗資料館、パンフィックゴルフ）

5 雇用対策の推進

施策の方針

企業誘致などによる働く場の確保・拡大を図るとともに、特に若者が希望の職種・業種に就くことができるために、幅広い職種・業種の増加を促進します。

また、勤労者福祉の充実を促進するために、（公財）高知勤労者福祉サービスセンターを支援し、充実・強化を図ります。

少子高齢化が進行し、団塊の世代が後期高齢者になる 2025 年以降も後期高齢者は増加していく見込みです。働く意欲のある高齢者の雇用を進めることにより、高齢になっても意欲的に暮らすことのできるまちづくりを目指します。

現状と課題

県内の雇用情勢は好調に推移しています。しかし、パートなど非正規職員が増加するなど、労働者を取り巻く環境は大きく変化しています。また、県内の高校新卒者の就職率も改善されていますが、依然として4割以上は県外へ就職し、本市でも全国に比べ、15～29 歳までの若年層の完全失業率が特に高く、求職者からは「働く場が少ない」、「希望する職種が少ない」といった声が多い状態です。また、好調な有効求人倍率も、高い職種と低い職種の差が大きく、最も求職者の多い事務系の求人数は少ないなど、求人・求職のミスマッチが起きています。

さらに、本市では小規模な事業所が多く、福利厚生制度が充実している事業所は少ない状況です。

主要施策

(1)新規就労支援人材育成事業の推進

○求職者向けにコールセンターの業務内容や必要なスキル等の基礎研修を含めた全般的な人材育成事業を推進します。

(2)多種多様な職種の誘導・開発の推進

○求職者と求人のミスマッチを解消するため、ハローワークとの連携を強化するとともに、市内での就職を促すため、事務系をはじめ、多種多様な業種・職種の誘導・開発に努めます。

(3)福利厚生制度の充実

○中小企業事業者の福利厚生制度の充実のために設立された（公財）高知勤労者福祉サービスセンター運営及び加入を支援します。

(4)高齢者雇用の促進

○シルバー人材センターの活動を支援し、会員数の増加を促すとともに、働く意欲のある高齢者の雇用の促進に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
高知勤労者福祉サービスセンターの会員数	社 人	35 266	40 370	
シルバー人材センターの会員数	人	214	244	

基本目標4 教育・文化のまち

1 学校教育の充実

施策の方針

「かがやく明日への人づくり」を基本理念に、「智育」「徳育」「体育」「食育」「才育」「防育」の「六育」を核とした保育・教育を推進することにより、児童生徒一人一人の確かな学力と豊かな心、健やかな体の育成をめざすとともに、個性を伸ばし、自ら学び自ら考える力を身に付けた児童生徒の育成を図ります。保・幼・小・中連携による15か年の保育・教育を通して、自らの進路を自らの力で切り拓くことのできる「生きる力」を身に付けた児童生徒の育成を図ります。

現状と課題

学力面については、小学校は、国語・算数とも平成30年度、令和元年度の「全国学力・学習状況調査」結果において全国平均正答率を上回るなど近年安定した傾向にあります。中学校は、平成30年度、令和元年度の同調査において、全国平均正答率を上回る教科が増えるなど、近年確実に改善傾向にあると言えます。今後は、同調査の検証から見える市全体の共通課題である、小学校における、国語の「読む能力」「書く能力」、中学校における、「外国語（英語）」について重点的な取組が必要です。GIGAスクール構想の推進により令和3年度から児童生徒一人一台端末を活用した授業実践の取組がスタートしますが、ICT活用による「個別最適化された学びの実現を通して児童生徒一人一人の確かな学力の保障」を目指していきます。

体力面については、過去3年間のスポーツテストの総合得点の結果（対象学年：小5、中2）から、小学校女子は、全国平均を上回っているものの、小学校男子と中学校男女は全国平均を下回っており、体力向上の組織的・継続的な取組が必要です。

本市の食育の取組は、児童生徒の心と体の健全な育成促進のほか、学校給食への地場産米の活用や南国市産野菜の供給率向上の取組を通じ学校と地域、農業との幅広い連携の基盤づくりにもつながっており、今後とも取組の継続が重要です。

いじめの認知件数及び不登校の件数が近年増加傾向にあります。その要因も多様かつ複雑化しており、早期発見・早期対応はもちろんのこと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめ、スクールロイヤーなど専門的な人材活用による組織的な取組の強化がよりいっそう重要となっています。

市内全体の児童生徒数が減少するなか、市中心市街地への人口集中等による、市街地小学校の過大規模化やその他周辺地域の小学校の児童数減少に伴う小規模化など、市の将来を見据えた学校の適正規模・適正配置等についての検討が必要です。

また、南海トラフ地震に備えた避難訓練等を含めた防災教育の徹底や登下校における安全対策等、児童生徒の安全確保については学校・家庭・地域が連携した取組が必要です。さらには、安心・安全な教育環境の整備を図るために、学校施設の老朽化に

伴う長寿命化計画の推進に努めます。

主要施策

(1) チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題解決に取り組める学校の構築

- チーム学校の推進による教育の質の向上に努めます。(六育の推進：智育・徳育・体育・食育・才育・防育)
- いじめ、不登校や問題行動の早期発見・早期対応はもとより、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめ、スクールロイヤーなど専門的な人材活用による組織的な取組の強化を図ります。

(2) 厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策の徹底

- 子どもたちが将来への夢や希望を持ち、自己実現に向けて努力することができるキャリア教育を推進します。
- OGIGAスクール構想による学校のICT環境整備を含めた児童生徒一人一台端末の活用による個別最適化の学習を促進します。(デジタル社会への対応)

(3) 就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎づくりの推進

- 保幼小中の連携(15年間)により、様々な課題のある児童生徒への切れ目のない支援に努めます。
- 障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実に努めます。(インクルーシブ教育の推進)

(4) 安全・安心で質の高い教育環境の実現

- 南海トラフ地震に備えた環境整備と防災教育を推進します。
- 登下校の安全確保のために、関係機関との連携による通学路の安全点検及び整備を促進します。
- 「南国市学校施設長寿命化計画」に基づいた、学校施設の長寿命化を促進します。
- 学校給食における地元食材の利用を促進し、地域の特色を活かした食育を推進します。
- 自死を防ぐための「ゲートキーパー養成研修」や「SOSの出し方教育」等に積極的に取り組みます。
- 本市における子どもたちの学びの質の向上を目指し、市の将来を見据えた学校の適正規模・適正配置等についての検討を進めます。

○地域性を生かした特色ある学校づくりを推進します。(地域学校協働本部及びコミュニティスクールの推進)

○子どもに向き合う時間の確保や授業の質の向上を図るための学校の働き方改革を推進します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
学校給食の地元食材利用率	%	23.0	27.0	購入金額ベース (小学校)
不登校発生率の低減	%	2.25	1.13	半減 (小・中学校)
地域学校協働本部の設置	校	13	17	市立 13 小学校・4 中学校
コミュニティスクールの設置	校	4	17	市立 13 小学校・4 中学校

2 地域教育の充実と青少年健全育成の推進

施策の方針

青少年健全育成のため警察や学校、地域等の関係機関と連携を密にし、青少年の健全な育成に関する活動を効果的に実施することで、青少年に対する社会教育・地域教育の充実を推進します。

現状と課題

昨今の重大な少年犯罪や児童虐待、いじめ問題やインターネット・スマートフォンの普及等によるトラブル、不審者情報など、子どもを取り巻く環境は依然厳しい状況にあります。

本市では、補導件数は年々減少していますが、一部にはまだまだ問題行動を起こす子どもがおり、非行・問題行動が密室化しているという特徴もあります。

また、不審者情報も依然として多く、子どもたちの安全見守りを継続して行う必要があります。

青少年が、非行に走らず健やかに育っていくためには、家庭・学校・行政・地域・関係団体など、青少年と関わりのあるすべての人と組織が、それぞれの役割を認識し、互いに連携・協力を図りながら、青少年の健全育成に取り組むことが重要です。

主要施策

(1) 青少年の非行防止と健全育成・安全確保の推進

- 補導委員・学校・警察等と連携を図り、児童生徒の登下校時の補導や街頭補導などの補導活動を実施し、青少年の非行防止に努めます。
- 広報誌「少年育成センターだより」を全戸へ配布するとともに、各種強調月間等では、関係団体と連携して啓発活動を行うなど、青少年の非行防止と健全育成に関する啓発を推進します。
- 青少年育成南国市民会議、南国市子ども会連合会などの団体を中心に諸活動を実施し、子どもたちの健全育成を推進します。
- 不審者情報に対し、青色回転灯装着車両での巡回や、警察・学校との連携により児童生徒の安全確保に努めます。

(2) 環境浄化活動の実施

- 駅の駐輪場の整理や公園の清掃など、関係機関と連携して環境浄化に努めます。

(3) 地域学校協働本部の設置

- 学校と地域がパートナーとして連携・協働し、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えるため、小学校区ごとに地域学校協働本部を設置しています。また、学校と地域とを結ぶ地域学校協働推進員を配置して、子どもたちの育ちに関する様々な活動について、より多くの地域住民等が参画し、学校教育の充実、生涯学習社会の実現、地域の教育力の向上を図ります。

3 生涯学習の推進とスポーツ活動の充実

施策の方針

市民一人ひとりが、生涯にわたって自主的に学ぶことのできる環境づくりを行い、だれもが心豊かに生きがいのある充実した生活を送ることのできるまちづくりを進めます。

また、地域住民が最も身近な交流の場となる公民館で、生涯にわたって心豊かに学び続けることのできる社会を目指した活動を推進します。

図書館においては、多様な資料を収集するとともに、県立図書館等との連携により、多様な個人学習ニーズに対応し、さらなる市民サービスの充実に努めます。

さらに、市民が身近な地域において、生涯にわたってスポーツに親しむことができる社会の実現のために、市民の主体的かつ継続的なスポーツ活動の充実に推進します。

現状と課題

人々の価値観やライフスタイルが大きく変化し、市民の生涯学習に対する期待や意欲がより一層高まっているなか、市民一人ひとりが、主体的に学習できる機会を提供することが重要となっています。そして、その学習成果が、家庭や地域社会の中で生かされることが求められています。

市立図書館は、昭和54年に開館して以降、蔵書数、貸出冊数ともに増加し、発展してきました。平成18年に現在地に移転開館してから、さらに蔵書数、貸出冊数を増やしてきましたが、現在の図書館は旧法務局の建物を改装して使用しており、開架・閲覧スペースが狭く、閲覧可能な図書数も制限されています。このため、子どもから高齢者までの多様な読書活動へのニーズに応えられるよう、図書館機能の充実が大きな課題となっています。

さらに、少子高齢化の進行や地域コミュニティの希薄化などに伴い、健康づくりや生きがいづくり、地域における連帯感の醸成など、スポーツ活動の果たす役割はますます増大しています。こうした中、スポーツの多面的な効用を生かすため、市民の生涯にわたるスポーツ活動を促進することが重要となっています。スポーツに対する市民の関心が高まるなか、暮らしの中に身近なスポーツを原点に、市民それぞれの目的に応じた自主的・継続的なスポーツ活動が求められています。

主要施策

(1)多様な学習機会の提供と学習成果を生かす仕組みづくり

- 市民の学習ニーズの把握に努めるとともに、環境・福祉・教育等の現代的な課題や、芸術・文化など、様々な市民のニーズに即した効果的な講座を開催し、学習機会の拡充に努めます。
- 市民が、学習を通じて意識を高め、課題等に気づき、その成果を社会参画や地域貢献の活動につないでいくための仕組みづくりに努めます。

(2)公民館の適切な維持管理

- 生涯学習や地域住民の交流の場で、最も身近なコミュニティ施設である公民館について、老朽施設の建て替え等も含めた適切な維持管理を行います。

(3)図書館機能の充実と読書活動の推進

- 多様な個人学習のニーズに応えられるよう、図書館の資料収集に努めるとともに、県立図書館等との連携により、資料提供の充実を図るなど、暮らしに役立つよう、図書館機能の充実を図ります。
- 子どもの読書活動の推進に努めます。
- 図書館を規模拡大して移転整備し、市民の多様な読書活動、調査研究、レクリエーション等のニーズに応え、充実した図書館機能を発揮できる施設を整備します。

(4)スポーツ活動の普及促進

- 市民が身近な地域において、生涯にわたってスポーツに親しむことができる社会実現のために、各種関係団体やNPO法人などと連携・協働し、市民のスポーツ活動への参加を促進します。
- 市民への情報提供の充実を図り、スポーツ活動の一層の普及に努めます。

(5)スポーツ団体・指導者の育成

- 南国市体育協会をはじめとするスポーツ団体等と連携を図りながら、スポーツ団体やスポーツクラブの育成・強化に取り組むとともに、指導者の育成・確保を進めます。

(6)スポーツ施設等の利便性の向上

- 市民が、継続的かつ気軽にスポーツに取り組めるよう、市民のニーズを的確に捉え、それぞれの施設の役割などを考慮しながら、利用者にとって利用しやすい管理運営に努めます。また、市立のスポーツ施設等の予約等について、利用者の利便性の向上を図ります。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
図書館利用登録者数	人	15,290	16,800	1割増
図書館資料貸出点数	点	134,571 (移動図書館含 む)	128,614 (移動図書館除 く)	

4 文化活動・文化財保護活動の充実

施策の方針

文化財は、我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、文化や文化財の保存が適切に行われるよう、保護活動の充実を目指し、普及・啓発を行い、さらなる発展を目指します。

また、(仮称)南国市中央地域交流センターは、多目的ホール(500席)を持つ市民が待ち望んだ文化施設です。南国市が今まで培ってきた様々な文化活動を支え育み、子どもや孫たちの世代にその文化をつなぐ、まちの賑わい活性化拠点を目指します。

現状と課題

芸術や文化は、まちの個性や特色を生み出す重要な要素であるとともに、まちづくりと密接に関わっており、文化的な環境が整備されなければ、地域の活性化につながりません。従って、文化や芸術活動の拠点となる施設の整備は大変重要となります。本市には、県立歴史民俗資料館、県立埋蔵文化財センターが立地し、貴重な歴史遺産の保存や研究が進められています。

また、本市には、国、県、市の指定を受けた文化財が数多く存在し、これまで未発見の文化財を発見・発掘するとともに、既に指定を受けている文化財も含め、必要な調査を行い研究につなげていくことや、様々な文化財を保存し、活用していくことが重要です。

さらに、芸術、文化、歴史に対する教養を高めるとともに、意識づけを行うための施策については、学校教育と生涯学習施策に関連するため、さらなる連携の強化が必要となっています。

(仮称)南国市中央地域交流センターの賑わいを継続させるための仕組みづくり、運営体制、料金設定の確立、市民が主体となる活動を支援するため、協力いただける団体・機関との連携や、人材の発掘・育成、その基幹となる組織の設立が課題となります。

主要施策

(1)市民の文化活動への支援

- 美術展覧会や市民文化祭など、市民が創造性を発揮する活動の成果発表の機会を拡充し、活動を支援します。
- （仮称）南国市中央地域交流センターが市民活動の拠点施設としてその機能を最大限発揮できるよう、適切な運営と活用を図ります。

(2)文化財の保護・活用

- 埋蔵文化財や史跡等の調査、指定の促進に努めるとともに、指定文化財の保護と保存調査の促進を図ります。
- 指定した文化財への関心を高め、生涯学習や社会教育の教材として、また、観光資源として、多方面に活用できる広報や学習機会の強化に向けた取り組みを推進します。

(3)文化財保存活用地域計画の策定

- 未指定文化財も含めた文化財の総合的・一体的な保存や、まちづくりの一環として、民間団体も含めた中長期的な視点による保存活用地域計画の策定について検討します。

(4)郷土の歴史と生活文化に親しむ活動の推進

- 郷土史研究団体や文化財保護団体等の育成と指導者の養成を通じて、文化財の保護体制及び周知活動の充実を図るとともに、民俗芸能の保存・伝承のため、指導者・後継者の育成・確保に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
市民文化祭及び地域文化祭開催件数	件	10	12	活動成果発表機会 の2割増

5 人権対策・男女共同参画の推進

施策の方針

「人権」とは、「全ての人々が命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」、あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、だれにとっても身近で大切なもの、日常の思いやりの心によって守られるものです。すべての人がお互いの人権を尊重し、ともに生きる社会を目指します。

また、男女共同参画社会の実現に向けて、女性の社会参画の促進を図ります。

現状と課題

現状においては、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、ハンセン病患者等に対する偏見や差別、あるいは同和問題など、様々な人権問題が存在しています。また、最近では、インターネットによる性的指向、性自認などを含めた人権侵害など、新たな人権問題も発生しています。

本市では、人権講座や人権パネル展の開催、市広報紙への「人権学習シリーズ」の記事掲載など、継続的に啓発活動に取り組んでいます。今後も、人権講座などに気軽に参加できる環境づくりに努め、より多くの人の意識啓発に取り組んでいくことが求められています。

国においては、男女がともに輝く社会の実現のため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）、男女共同参画社会基本法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）など法制度は徐々に充実してきました。

こうした中、本市においても、南国市男女共同参画推進条例を制定し、南国市男女共同参画推進計画を策定しています。

今後も、すべての市民が性別に関わりなく、それぞれの人権・個性・能力・価値観が尊重され、発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

主要施策

(1)人権教育・啓発の推進

○人権週間や「部落差別をなくする運動」旬間など、時期を捉えて広報や啓発活動の推進に努めます。また、人権擁護活動の推進のため、関係機関や人権擁護委員、民生児童委員等と連携を図りながら、指導者の養成や人権相談などの充実に努めます。

(2)男女共同参画社会の推進

○男女共同参画への意識・認識を深めるため、学校教育や生涯学習の場など、あらゆる機会を捉えて啓発に努めます。

○企業における就業条件の向上や、子育て支援・在宅介護支援の充実など、女性が社会参加しやすい環境の整備を推進し、企業や団体における女性の管理職・役員への登用などについての啓発を推進します。

○ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシャル・ハラスメントなどの暴力を「認めない・許さない」社会を形成するために、意識づくりの醸成に努めるとともに、相談・支援体制の充実に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
スマイリーハート人権講座 参加人数	人	282	310	1割増
審議会等における女性委員の割合	%	26.9	30.0	地方自治法第202 条の3に基づく附 属機関

6 友好都市との交流促進と多文化共生体制の充実

施策の方針

姉妹都市をはじめ、他の市町村との友好を深め、市民間の交流を促進します。

また、市内に在住する外国人が、地域と共生していくため、暮らしやすい環境の整備に努めます。

現状と課題

姉妹都市である宮城県岩沼市とは、教育・文化・スポーツ等、様々な面で市民レベルの交流を行っているばかりでなく、東日本大震災を教訓に、災害時相互応援協定を締結し、さらに強い友好関係を築いています。今後は、市民レベルでの交流を活性化し、互いの市への理解を深め、より良い友好関係をさらに構築していくことが大切です。

また、新たに災害時相互応援協定を締結した愛知県小牧市についても、友好関係をさらに深める必要があります。

多文化共生においては、国際化が進む社会の中で、文化や価値観の異なる外国人との交流の重要性がますます大きくなっています。市民による交流の促進を図るとともに、市民と外国人が相互理解を深め、互いの信頼関係のもとに共生していくことのできるまちづくりを推進することが必要です。

主要施策

(1) 姉妹都市・友好都市との交流と連携の推進

- 姉妹都市・宮城県岩沼市との交流を深めるとともに、南国市姉妹都市親善協会を中心として行われる市民レベルの交流を支援し、さらに友好関係を推進します。また、両市の間で締結している災害時相互応援協定に基づき、非常時の支援体制の充実を図ります。
- 災害時相互応援協定を締結している愛知県小牧市との連携を強化するとともに、さらに連携できる都市との交流について検討します。

(2) 国際交流の推進

- 南国市国際交流協会と連携して、市民と外国人の交流を深めていきます。
- 市内在住の外国人が、暮らしやすい生活環境を整えるよう努めるとともに、外国人への支援に努めます。

基本目標5 協働・連帯のまち

1 市民参画・協働の推進

施策の方針

市民と行政が信頼関係を持ちながら、適切な役割分担のもと、市民生活における様々な分野で市民との協働を進めます。急速に発達する情報化社会の中で、情報機器や通信システムを活用するなどにより、市民が気軽に市政に参画でき、市民と行政がともにまちづくりを考えることができるよう、市民との協働の体制づくりを進めます。

現状と課題

市民ニーズや価値観の多様化、複雑化が進むなか、行政だけでは地域の課題にきめ細かく対応することが困難になっています。魅力あふれるまちを築くためには、地域の特性を生かしたまちづくりや、地域を知り、地域に愛着を持つ市民によるまちづくりが求められています。

本市では、これまで各種委員会や審議会等を通じた市民参画による行政計画の策定に努めているほか、パブリックコメント制度を導入して広く市民の意見を聴く機会を設けるよう努めています。また、市民の市政への参画や地域での活動を支援するためのICT利用方針を検討し、市民が市政に関して、直接、提案や提言ができる機会を設けるよう努めています。

今後においても、情報の公開を徹底し、市民が日常的に市政に関心を持つことのできる基盤づくりを進めるとともに、行政運営への市民の参画の機会を増やし、市民の意見を行政運営に生かしていく必要があります。

主要施策

(1)市民参画の推進

○各種行政計画の策定においては、市民が参加できる体制を構築し、決定にあたってはパブリックコメントなどの実施により、広く市民の意見を募るとともに、市民の意見が反映されるよう努めます。

(2)協働体制の構築

○多様な市民ニーズ、社会的な課題に対応していくNPO活動やボランティア活動を支援し、市民が広く活躍できる環境を整えるよう努めます。

○公民館運営審議会、地域活性化のための自治活動団体、健康づくり活動団体など地域の地縁組織・団体と連携し、地域における課題の解決やまちづくりについて、市民とともに考える仕組みづくりを検討します。

○地域における課題の解決を目的とする市民活動や、市民提案型の協働事業への助成制度について検討します。

○地域活動の活性化のため、地域ごとの活動を広く市民の間に紹介し、地域間交流が促進されるよう努めます。

(3)オープンデータの推進

○市ホームページに、市が保有するデータを再利用できる形で公開します。また、地域課題解決のためのデータの利用促進について、取組を検討します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
オープンデータ登録数	件	0	50	年10件増

2 地域コミュニティ活動の充実

施策の方針

自治会・町内会等をはじめとする地縁団体や、福祉や環境、防災など自治以外の分野で活動する団体らを核として、地域内連携強化の支援や住民自治組織のあり方等について検討を進めます。

また、それぞれの地域の実情にあわせた組織発展を支援するとともに、支援体制を構築し、地域と行政が協働でまちづくりを進めていけるよう、地域と行政、双方の体制づくりを進めます。

現状と課題

本市は、平成 15 年より、地方分権社会における住民自治の確立を目指すことを目的とした「地域活性化のための自治活動団体」を各地区に組織し、自治活動組織単位区において地域ごとの特色のある活動において、活動の支援を行ってきました。しかし、人口の減少、高齢化社会の進行による地域リーダーの高齢化や後継者不足の問題、また、地域のつながりの希薄化等が深刻化し、いわゆる地域コミュニティの維持が課題となっています。将来にわたり組織を持続可能とするための取組が必要な状況となっており、特にこれからは若い人でも参加しやすい仕組みづくりやそのきっかけづくりの仕組み、既存組織の意識に留意した連携が求められています。

主要施策

(1) 住民自治組織の活動支援と再構築

- 地域の実情に応じた住民自治組織の体制や組織のあり方について、基本的には地域内連携強化の方向で検討を進め、各地域での住民自治組織の再構築に取り組みます。
- 交流事業や文化・伝統芸能など、地域が主体となって行っている地域活動や、新たな住民自治組織等への支援を進めます。

(2) 地域と行政との協働推進

- 地域の防犯・防災・防火活動をはじめ、環境美化活動や保健衛生活動など行政との協働により、自治会・町内会が、身近な公共的活動を積極的に取り組めるよう、地域住民と行政をつなぎ、地域課題を解決するため情報の共有化、コミュニケーションづくりを進めます。

(3) 地域人材の育成

- 地域における住民の多様な思いが調和をもって実現される地域活動が継続的に行われるよう、多くの人材が主体的に活動に参画し役割を分担しつつ連携できる仕組みづくりを支援することによって、地域で活躍する人材の育成につなげます。

(4) 自治会・町内会への加入促進

- 地域によっては自治会・町内会への加入率が低下しています。地域住民が利用するごみステーションや防犯灯などの維持管理は地域で行っていることなど、地域コミュニティの必要性を広く周知することで、自治会・町内会への加入を促します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
地域内連携協議会の設立(集落活動センター含む)	地区	2	4	

3 定住・移住の促進

施策の方針

生活環境整備をはじめ、より魅力ある地域を実現するための取組を総合的に推進することで人口減少に歯止めをかけ、地域の活力を将来にわたって維持します。

現状と課題

市内中心部の人口は増加傾向にある一方、周辺部では減少しており、特に市内北部中山間地域では減少率が高くなっています。国勢調査による本市の人口は、平成 17 年をピークに減少しています。

人口減少に伴う経済規模の縮小や若者の県外流出、少子化の加速などの負の連鎖に歯止めをかけるためには、人々が住み続けたいと思える魅力ある地域を維持し、実現することが重要です。特に、市の人口の半数を超える人々が暮らす市街化調整区域においては、集落拠点周辺エリアにおける空き家の活用や既存の宅地等の活用を促進し、良好な定住環境を形成することによって一定の定住人口を確保する施策の推進が重要であるとともに、生活関連インフラの集積に人口規模の点から条件不利のある市内北部中山間地域においては、積極的な施策の推進が必要となります。

移住の促進に関しては、本市は高知県において高知市に次ぐ都市機能を備えたまちとして、豊かな自然に囲まれつつも生活に必要な医療機関、量販店などの施設や公共交通が充実しており、また、全域にわたって光回線のインフラが整っていることなど、利便性の良い暮らしが実現できることを移住希望者に対して PR しています。加えて、ライフスタイルに対するニーズが多様化する現状を踏まえ、移住希望者のニーズに沿った情報提供や本市の魅力を実感していただく機会の創出の取組が重要となっています。

主要施策

(1) 市内周辺地域における定住促進

- 平成 30 年 4 月に、高知県より都市計画法の権限移譲を受け、同時に市独自の条例として制定した「南国市都市計画法施行条例」に基づく開発許可の立地基準の運用により、市内周辺地域におけるコミュニティ機能の維持に努めます。さらに、人口動態等の経年調査・分析を踏まえ、市街化調整区域における農業振興等との調和を基本とした開発許可基準の再検討を行うなど、将来にわたり集落に住み続けることのできる定住環境の保全を促進します。
- 南国市立地適正化計画で位置づける集落拠点での定住促進策を推進するとともに、市内北部中山間地域において飲料水や生活道など住民生活に必須となる生活インフラ整備を「辺地に係る総合整備計画」により推進します。
- 日常生活における移動手段の確保は、移動手段を持たない人にとって必須の社会インフラであることから、平成 24 年度から市内北部中山間地域で運行する予約型乗合タクシーと平成 30 年度に導入した南国市コミュニティバスの維持・充実に努めます。
- 市内北部中山間地域に広がる森林地は、水源涵養や生物多様性保全など多様な環境保全機能を有するとともに、土砂災害防止機能、林業基盤としての機能を有します。これら多様な機能の保全を図るため、森林環境譲与税も活用し森林整備を進めます。

(2) 空き家を活用した移住促進

- 移住者用住宅として、市が借上げてリフォーム・転貸を行う空き家活用住宅整備を推進するとともに、民間不動産業者の専門性を活用し、空き家所有者等の自発的な空き家活用（売買・賃貸）を促進します。また、本市への移住を検討されている方のために、短期滞在型のお試し住宅の整備を推進し、実際に本市での生活を体験していただくことにより、移住のミスマッチを抑制します。
- 平成 30 年 4 月に、高知県より都市計画法の権限移譲を受け、同時に市独自の条例「南国市都市計画法施行条例」を制定しました。当該条例において、市街化調整区域における空き家等を第三者の自己用住宅にすることや、賃貸住宅、建売住宅への用途変更を可能にする許可基準を定め、民間による空き家の利活用を図ります。

(3) 移住促進に向けた補助制度の活用

- 国や県の補助制度を活用して、移住希望者に対するきめ細かい支援制度を整備し、情報発信することで移住を促進します。また、移住者の定住率の向上や移

住者ネットワークの構築のために交流会を開催することで、移住者ネットワークを活用した情報発信を推進します。

(4)移住希望者と地域のマッチング推進

○移住の受け入れには、地域により期待度は異なっています。中山間地域では地域活動に積極的に参加してくれる人の移住に期待していますが、平野部や都市部では、その期待度は低くなる傾向にあります。地域の状況にあわせて、地域移住サポーターや移住専門相談員による移住希望者と地域のマッチングを進めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
市外からの年間移住世帯数	世帯	28	30	
地域移住サポーター登録人数	人	3	15	

4 情報公開と広報広聴の充実

施策の方針

市政情報の公開により、市民の知る権利を保障するとともに、市政の透明性を高めるため、個人情報の適正な取り扱いを徹底し、公文書や会議の公開など情報公開制度の充実を図ります。

また、市政の現況や制度等を分かりやすく市民に伝えるため、各種の情報手段を活用した広報機能の充実が求められており、市広報紙や市ホームページなどを充実し、市民と情報共有できる体制づくりを進めます。

現状と課題

まちづくりや地域づくりの活性化のために、市民と行政とが市の現状と将来像について共有できるよう、行政情報を積極的に公開・提供しながら、多様な住民参画・協働の仕組みをつくりあげていく必要があります。

本市では、市の施策や事業、行事などを市民に周知するための広報紙「広報なんこく」を毎月1回発行しているほか、市ホームページやスマートフォン用アプリを利用し、市民が手軽に広報紙に目を通すことができる環境整備の充実を図っています。また、市ホームページでは、機能性の向上により、閲覧件数が増加しています。今後、一層の閲覧件数の増加に努める必要があります。

また、災害時における活用を視野に、SNSの1つであるフェイスブックの利用を開始しています。今後は、他のSNSについても、ホームページとは異なる市民とのコミュニケーションツールとして活用していく必要があります。

主要施策

(1)市広報紙の充実

○市広報紙の記事のタイトルや内容を見直し、市民の視点に立った記事を掲載し、市民への情報発信としての広報紙の発行に努め、市民が見やすく、読みたくなるような紙面の充実に努めます。

(2)市ホームページの充実

○分かりやすく魅力ある情報発信を工夫するなど、今後も市ホームページの一層の充実を進めます。

○ホームページ等の利用になんらかの制約がある人や、利用に不慣れな人々を含めて、だれもがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるように努めます。

(3)SNSの活用

○既存の公式フェイスブックの更新頻度を上げることや、記事内容の多様化を図ることで、閲覧者数を増やすとともに、他のSNSについても検討を進めます。また、災害時における情報発信・収集の有効な手段として活用します。

(4)情報公開の推進

○公正で開かれた市政を推進するため、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、政策決定プロセスを含めた情報公開を推進します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
ホームページの閲覧者数	人	37,000	45,000	月平均
フェイスブックページへの「いいね」数	人	600	800	

5 行政運営の充実

施策の方針

様々な行政課題に対して柔軟かつ的確に対応するため、本計画に基づく計画的な行政運営に努めるとともに、行政改革大綱に沿った事務事業の見直しや、行政機構の弾力的な運用、民間活力を活用した市民サービスの向上に取り組みます。また、ビッグデータ*や行政の保有するデータの分析と活用により、効果的な施策の立案に努めます。さらに、業務継続計画の策定及び運用、並びに情報セキュリティポリシーの適切な運用を行い、不測の事態に耐えうる行政運営を行います。

現状と課題

少子高齢化の進行等の社会経済環境の変化により、行政サービスに対する需要は多様化・高度化する一方で、市の財政は一貫して厳しい状況です。こうした状況のもとで、行政需要に対応していくためには、これまで以上に効率的な行政運営を実現する必要があります。そのためには行政評価等の制度の構築や高度なニーズに応える人材の育成や組織体制のスリム化など、継続的に改革を進めていかなければなりません。

安全・迅速かつきめ細かい住民サービスを実現するため、特に福祉・保健分野において、情報共有のためのシステム構築、予約受付やオンラインでの申請を含めた住民サービスに直結するシステムの導入を検討する必要があります。また、ビッグデータや行政の保有するデータの分析と活用により、効果的な施策の立案に努めます。

主要施策

(1)行政改革の推進

- 簡素で効率的な行政運営による質の高い行政サービスの実現を図るため、事務事業の見直しや組織の合理化、定員の適正化に取り組むとともに、民間活力の積極的な導入を推進します。
- 施策の効率的かつ効果的な実施を図るため、施策についての評価及び進行管理を行うとともに、行政評価のあり方を常に検証し、PDCAサイクルの観点から見直しを行い、実効性のある行政運営に努めます。
- 住民サービスの向上と効率的な行政運営の実現を目的として、また、新型コロナウイルス感染症対策として、行政手続のオンライン化を推進します。加えて、オンライン手続に関する事務を安全かつ円滑に実施するため行政組織等の最適化に取り組みます。

(2)人材の育成

- 人事や研修などの制度と、職場での人材育成の取り組みを連動させ、高い意欲と能力を持ち、職務を遂行する職員の育成を進めます。

(3)情報セキュリティポリシーの適切な運用

- 情報セキュリティポリシーの適切な運用と継続的な見直しを行い、社会保障・税番号制度開始により実施、公表した特定個人情報保護評価の適切な運用と個人情報の保護に努めます。
- 電子媒体及び紙媒体の文書について、必要に応じてシステム化を行い、適切な管理を行います。

(4)情報共有システムやオンライン申請システムの構築

- 安全・迅速かつきめ細かい住民サービスを実現するため、情報共有、予約受付やオンライン申請のシステムなど、住民サービスの向上に直結するシステムを検討・構築します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
個人番号カード普及率	%	8.8	100.0	
職員研修の受講者数	人	666	670	

6 財政運営の充実

施策の方針

少子高齢化と人口の減少が予想されるなか、財政の健全化を図り、将来にわたり安定的な財政運営を維持するとともに、民間活力を引き出し、地域経済の成長戦略を進めます。

税収は、市財源の根幹となるため、適正・公平な課税を実施し、課税事務と収納事務がスムーズに連動することで、収納率の向上を図り、自主財源を確保します。

現状と課題

地域経済の低迷や税収が落ち込む状況が続く一方、市民ニーズは多様化・高度化するとともに、権限移譲により地方自治体の事務は増大・複雑化しています。このような状況に対応するため、地方自治体は限られた財源を有効に活用し、自己決定・自己責任による効率的な財政運営を行っていく必要があります。

社会保障を次世代にしっかりと引き渡していくためにも、受益と負担の均衡を図りつつ、消費税率の引き上げによる財源を活用し、さらなる充実を進める必要があります。

社会資本整備においては、厳しい財政状況のもと、防災・減災対策、公共施設の老朽化対策等の諸課題に対応し、既存施設の機能を効果的に活用するとともに、計画的な整備が必要となっています。

また、本市では、中期財政収支ビジョンを策定し、経常経費の削減に努めるとともに、投資的経費の抑制や公債費負担適正化計画に基づく市債発行の抑制と、公的資金補償金免除繰上償還の実施により、財政の健全化を図ってきました。しかし、南海トラフ地震への防災対策の実施による市債残高の増加や、都市再生整備事業、国営ほ場整備事業、土地区画整理事業等の大型事業が実施されていることから、引き続き健全化を図る必要があります。

一方で、納税者の利便性の確保として、個人住民税の給与所得からの特別徴収の推進や、平成27年度からは全税目（軽自動車税は26年度から実施）をコンビニエンスストアにおいて納税可能な環境整備を進めました。収納率については、訪問徴収などの滞納整理から、各種債権の調査・差押の滞納整理により、一定の成果は上がりましたが、今後は、滞納者が生活再建する対策が必要となっています。

主要施策

(1) 財政計画に基づく事業推進

○3年ごとの中期財政収支ビジョンを策定するとともに、公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の老朽化に伴う将来負担を的確に把握した上で、計画的な財政運営を図ります。

(2) 重要施策の選択と集中

○公債費負担適正化計画により、将来の公債費負担が重くならないように、年度間の平準化を図り、普通建設事業を計画的に実施します。

○事務事業実績・評価報告書により、全事業の評価を行い事業の必要性を検討していくとともに、少子高齢化と人口減少に対応する社会保障施策等の本市の重要施策を計画的に実施していきます。

(3) 自主財源の充実強化

○市税の口座振替の推進やコンビニ収納の活用により、納税者の利便性の向上を図ります。

○民間活力を引き出す施策の推進により、地域経済の成長を促し、市税の確保に努めます。

○財源確保のためには国及び県の補助事業の積極的な活用が必要であり、最新の情報を収集し、補助事業の確保に努めます。

(4) 公共施設ファシリティマネジメントの推進

○公共施設の更新、維持及び管理に関するコストを平準化し、財政負担の期間的集中を回避するため、長寿命化や管理手法など総合的な検討を進めます。

○より効率的で有効な公共施設の維持管理及び運営手法について、PFIの導入や指定管理者制度など市民サービス向上の観点から手法の検討を進めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
経常収支比率	%	94.7	96.0	
実質公債費比率	%	7.2	8.5	公債費負担適正化 計画
将来負担比率	%	58.1	80.0	//
地方債残高	億円	198	220	//
財政調整基金残高	億円	26	20	
個人住民税特別徴収事業所数	件	3,851	3,918	

7 広域行政の推進

施策の方針

広域で連携・協力することにより、市として必要な生活機能を確保し、安心して暮らせる魅力ある地域の形成を目指します。

特に、地方分権の流れや多様化・高度化する市民ニーズに対応した、効率的な行財政運営を行うため、周辺自治体と連携・協力し、広域行政を推進します。

また、財政需要の増大・多様化と厳しい経済情勢の中、自治体クラウドなど、システムの共同利用・共同調達の推進による情報関連経費の削減に取り組むなど、効率的かつ健全な財政運営の確立に努めます。

さらに、産学官民の連携による人材育成や産業育成を行い、産業振興を図ります。

現状と課題

少子高齢化や人口の都市圏への流出により人口減少が進むなか、生活機能の維持が困難になっている地方圏においては、それぞれの地域が長所や特色を生かして互いに連携し、圏域全体の活性化を図る必要があります。本市においても、暮らしやすいまちづくりのため、国や県、周辺の市町村と連携しながら医療福祉・産業・文化等、地域の実情と市民のニーズにあった行政サービスの提供が求められています。

特に、交通網の整備や情報通信手段の発達・普及により、市民の活動範囲は行政区域を越えて広域化しています。また、地方分権改革に伴う権限移譲により、基礎自治体が担う事務が増大しています。このようななか、多様化・高度化に加え、広域化する行政課題に、的確かつ効率的に対応するためには、周辺自治体と連携・協力して事務処理を行うことが重要です。

本市においては、平成23年度に香南市、香美市と住民情報系システムの共同利用を開始し、住民情報系については、開始当時、約28%の年間運用経費削減につながりました。今後はさらに多くの自治体との共同利用や、業務システムの標準化、クラウド化について導入を検討していくことが必要です。

また、現在、高知大学、高知工科大学、高知工業高等専門学校と、地域社会の振興・発展を目的とした連携協定を締結しています。連携事業の一環として、健康講座や体験講座などの公開講座、食品産業や6次産業化に係る人材創出、防災分野において連携が活発に行われています。今後とも、地方創生の取り組みを推進するため、産学官民の連携を強化していくことが重要です。

主要施策

(1) 地域連携の推進

- 高知県内全市町村を圏域とする「れんけいこうち広域都市圏」の高知市（連携中枢都市）との連携協約に基づき、他市町村との連携により、圏域全体の活性化及び人口減少の課題克服に取り組みます。
- 物部川流域ふるさと交流推進協議会を中心としたイベントやボランティア活動における住民の交流を促進し、流域の調和ある発展を図ります。

(2) 国・県との連携強化

- 事務の権限移譲により、国・県と役割や機能の分担をし、市の実情にあわせた自主的な行政運営に努めていきます。

(3) 共同利用システムの運用

- 本市・香南市・香美市共同利用型住民情報システムの適切な利用に努めるとともに、今後はさらに多くの自治体との共同利用や、業務システムの標準化、クラウド化について導入を検討します。
- 高知県内で同システムを利用している団体で設置するユーザー会での情報共有を行い、さらに社会保障・税番号制度について広域での検討を行います。

(4) 産学官民の連携強化

- 産学官民の連携を深め、人材育成、産業育成を行い、本市の産業振興を図り、地域の活性化を推進します。

(5) 広域観光の推進(再掲)

- 広域観光事業に取り組む物部川DMO協議会と連携して物部川エリアにおける広域観光の振興と本市及び本市の観光施設の認知度向上を図り、県内外からの「ひと」の流れをつくります。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
産学官民の新たな連携事業数	事業	5	10	